

にひとつ少しでもお役に立ちたいということから、保険と年金を通じた新しい商品を開発したいということで実は取り組んだわけでございます。

先生既に御案内のように、高齢化社会の中で、もちろん高齢化社会のすぐれた面というのもあります。私も重々それを承知しながら、いろいろな機会をとらえまして、簡易保険あるいは郵便年金事業を通じてこの高齢化社会が本当に生き生きした長寿社会になるための一助となりたい、ということを念願しておる次第でござります。

○山田健一君 今ちょうど御答弁いただきましたけれども、いわゆる公的保障の充実はそれなりに大きな使命を持ってこれはこれで進められなきやならぬけれども、郵政省の果たすべき立場とすれば、言ってみれば私的な個人年金なり保険なりという形でそこら辺の不足している部分を補つて、こういう位置づけだったというふうに思つております。

それはそうだろうというふうに思いますが、ただ私が今お伺いしたのは、実は去年も御存じのように年金の支給開始年齢の繰り延べの問題等が出てまいりました。いわゆる財政再建との絡みといいますか、そういう問題もあつたわけであります。やはり国の果たすべき役割はそれなりに果たしてもらわなきゃいけない。同時に、それと、郵政の分野として果たすべきそういう長寿社会に向けての役割、こういう認識をやはりきちっと踏まえて進めていただきたい。きょうは厚生省はいらっしゃいませんから伺うわけにいきませんけれども、そういう形で郵政の立場を理解させていただきたく思います。

郵便は郵便で、これは大分原あたりでも「あれいい郵便」というのをやつておりますし、それぞれ回りながらお年寄りの家庭を訪問するというような形もとられておりますし、貯金にしても、保

險、年金にしても、考えてみれば皆、老後の不安に備えてというのがもともとその基本的な性格をしてある。その意味からいえば、いわゆる高齢化社会、長寿社会に向けて、三事業一体、そしてまた二万四千の郵便局ネットワークを使っての高齢化社会に向けての一つの総合的な福祉システム、こういうものを構築していく必要性が、今高齢化の時代を迎えて郵政省としてあるのではないかなというふうに考えているわけでありますが、大臣の所見なり今後の施策、そういうものについてお尋ねいたしたいと思います。

○国務大臣(深谷隆司君) 山田委員御指摘のようになりますが、我が国は世界に例のないスピードで、老齢化、高齢化、長寿社会という時代を迎えているわけであります。國はあらゆる力を發揮して高齢者福祉の政策を進めていかなければなりません。郵政省としてももう当然のことでありまして、事業の適切な運営を通じて活力ある長寿社会を築くためにはあらゆる限りの努力をすべきだと考えていました。

簡保事業では、今後、介護を要する高齢者が増加していくといふ認識のもとに、昭和六十三年九月に金銭給付型の介護保険を開発いたしました

が、さらに平成二年度には介護機能を有する終身利用型の加入者ホームページを構築するといったような施策を進めてまいります。

今、先生御指摘の「ふれあい郵便」の件もそうですが、過日衆議院の運送委員会で武部文先生からも御質問がありました、主として中国地方であります。これは保険、年金の普及見通しとともに組み展開し、その姿がやはり国民の目にしっかりと映つてそれらに対する信頼、というものがまた増していくことを大いに私たちも期待いたしております。

次に、簡保の場合は昭和六十三年の十月、年金が六十二年の九月にそれぞれ市場調査を実施されているわけであります。これは保険、年金の普及見通しとも絡んでいくわけであります。保険の場合でいいますと、生命保険に期待をしておる割合、依存率であります。これが七〇・五%、それが対して現実に加入をしておる割合、充足率ですが、これが四二・七%、こうしたことになっておりまして、期待はしておるけれども現実に入つておるのはまだ四二・四%、こうしたことになります。あるいはまた年金の場合も、加入の意向が五一・六%であるのに對して加入世帯が現実には一三・五%という一つの結果がこの市場調査の中から出ているわけであります。

これを見る限りにおいては、生涯の生活設計に向けて何とかしなきやならないという国民の気持に送つて元気かどうかの確認をするといったような、そういう動きもあるようでございます。

私はいたしましては、それらの状況を背景にな

復はがきならば、その費用について例えれば寄附金のついている年賀はがきの費用を活用できないだ

けであります。

見方によつては、それだけ気持ちがあるわけだ

から在需要がそれだけあるんだという見方もで

きようし、逆に、最近は国民の負担率もかなり高

まつてきておりまして、気持ちはあるけれどもこ

れが精いっぱいだ、余裕がないというふうに見る

こともできる。これはどういうふうに理解し判断

したらしいのかちょっと迷つているんですねが、ど

ういう分析をしておられますか。

○政府委員(松野春樹君) 今、先生も御指摘になりましたけれども、私ども、簡易保険の場合ですと六十三年十月に市場調査を行いました。万一の場合必要となる生活費は一世帯当たり平均で五千五百二十四円という数字であります。先生お示しのよう、このうち約七割、七〇・五%に相当する三千八百九十五万円を生命保険に期待しておるということがあります。一方、世帯主が実

際的に生命保険に加入している金額、つまりは加入者一人当たり一千六百六十二万円、生命保険に期待する額の約四割にとどまっているという状況であります。

しかしながら、生命保険に期待する金額も、実際に加入している金額も、ともに増加してきておりまして、期待はしておるけれども現実に入つておるのはまだ四二・四%、こうしたことになります。それはまだ四二・四%、こうしたことになります。あるいはまた年金の場合も、加入の意向が五一・六%であるのに對して加入世帯が現実には一三・五%という一つの結果がこの市場調査の中から出ているわけであります。

これを見る限りにおいては、生涯の生活設計に向けて何とかしなきやならないという国民の気持に送つて元気かどうかの確認をするといったような、そういう動きもあるようでございます。

私はいたしましては、それらの状況を背景になつた質問にこたえて、これをぜひひとつ、例えば一声運動も二万四千の全国に配置されている郵便局を通して具体的に行うとか、あるいは今の往復はがきを行政の手の行き届かないお年寄りに送つて元気かどうかの確認をするといったような、そういう動きもあるようでございます。

私も先生御指摘されました。国民負担率も

平成元年の状況で三九・九%と見込まれておるよう

であります。やはり年々上昇しているようであ

りますけれども、一方、貯蓄残高も順調に増大しておるという事情もございます。したがつて、私もどもとしましては国民の方々の生命保険に対するさまざまなものニーズにこたえられるよう、商品・サービスの充実に努めることによりまして生命保険に対する期待に十分こたえてまいりたいというふうに念願しております。

努力によつて、呼吸が合つて御契約いただくといふたぐいござります。したがつて、窓口に統々とお客様があらわれると、いづらういのものではなましい性格の事業であるだけに、いろいろ職員にも大変頑張つていただいておりますけれども、私ども本省の計画担当サイドでも、よくその辺は認識しまして対処していかなければぬ点が多々ございま

○政府委員(松野春樹君) 私どもの事業の営業推進体制、こういうものをどういうふうにお考えになつておられるのかお尋ねいたいと思います。

で、場合によれば法人契約、もちろん個人契約もございますが職域に積極的に開拓しようということで、これは各郵便局に保険担当の課がございますが、その中の一組織として職域サービスセンターという名称の組織を設けまして、主として職域の開拓を中心に勉強して取り組んでいただいております。

○山田健一君 今、気持ちを含めて分析をしてい
ただきまして、まだまだ非常に有望な市場だとい

したがって、一生懸命努力するという前提でた
ます。

創設に当たりまして、今後より一層お客様のニーズに即応したきめ細かな商品サービスの提供に努めます。

今後、もちろん職域開拓だけが保険の募集ではないことは重々承知しておりますが、全郵便局

うことなんですが、確かに最近の簡保、年金それぞれの保有契約状況を見ますと、過去五年間で見ましても大変な勢いで伸びてきておることは事実であります。特に年金は、制度も新しいといふこともありますとして年率三割を超える率で伸びてきておるもの事実であります。

だいまの御質問にお答えいたしますと、発売初年度となる平成三年度でございますけれども、生産度保険の発売件数を約三十万件と見込んでござります。簡保のこの平成三年度での全件数が約一百万件を予想しておりますので、したがつて簡保全商品に占めるシェアが平成三年度においては三割になるであろう、これを目標とした」といふ旨を

める必要がある、積極的な営業展開をしていくつもりでございます。

を挙げまして積極的に取り組んでまいりたいと思います。また、青壯年層になりますとP.R面でも少し我々も反省しながらいろいろ改善してまいりたいという認識もしております。

○山田健一君 ことしの重点施策といいますか、皆さんのが掲げておられるのを読ませていただきましたが、職域サービスセンターを充実させていく

六六新し美形を以てど
ビーグに件数そして金額とも伸び率が実は低下をしてまいりまして、元年度の実績の速報を先般ちよつと見させていただいたんですが、新契約は対前年度マイナス一・五%、そういう形に落ち込んできておる。確かに積極的にいろいろな商品開発をやられ努力をされておる方は事実でありますから、どうぞお手堅い部分を、うつよ、口音と見ますと、

うに考えておきたいと思います。

○山田健一君 かなり積極的な平成二年年度としての件数あるいはまた金額だろうと、いうふうに思いますが、年金の方は今四十万件ということですかね。少しそちら辺は低めかなという気はするんですねが、簡保全体の三%、こういう目標のようあります。

層、四十五歳から六十五歳、この年代の加入が比較的の高うございます。これは民保と比較してもそういう傾向にあります。一方、二十五歳から四歳で把握しておりますいわゆる青壯年層の加入割合が低くなつてきておりまして、これがいわば簡保の体質的な弱点になつておるわけでござります。

私も新契約の部分としては、中身を見てみると今までのお客さんが新しく買い増しをするとか、満期が来たのをまた再契約していくとか、そういうものになつていいのではないか。

そういう中で今回こういう新しい生涯保障保険の制度を設けていこうということなんでありまして、そいつた一つの傾向を見る限り、まあ、な

今言われましたように、かなり郵便局なりセールスの方々の腕といいますか、言ってみれば職業の皆さんの苦労の上に実はこの商品が販売をされしていくということになるわけがありますが、こうした目標を立てられて、それじゃ具体的にはこの販売を推進していく体制というものをどういうふうに

今回御審議いただいておりますこの生涯保障商品につきましては、内容が青壯年期の死亡保障とそれから老後の年金というものを一つの契約で総合的に提供するということに特徴があるわけでありまして、やはりこの簡保の弱点であります青壯年層を中心たる販売対象としているということ間に問題はないござりません。

なかなか有望だとはいいながら大変だなという気がいたしておるわけあります。その意味からいえば、今回これを出され、その販売の見通しといいますか、販売の件数あるいは簡保全商品の中で占めるシェアはどのぐらいのところを目標にしてスタートされようとするのか、そこ辺についてちょっと尋ねます。」

通いこさむやせんしたがって積極的行動を全
けの販売活動を展開していく覚悟であります。
このためにどういう体制でやるかということ
ありますが、一般的な周知活動とは別にいたしま
して、現在私どもの職場で、青壮年層の加入が強
点であると申し上げましたがこれと裏腹の関係と
して、どちらかというと簡易保険は伝統的な家庭

○政府委員(松野春樹君) 私どもの簡易保険事業
それから郵便年金事業は、どちらかといいますと
需要が大変潜在しておりまして、セールスマンの

つたわけで、そういう意味もあって今回生涯保障保険がつくられたということもあるんだるうと思いますが、とりわけ青壯年対策を含めての販賣

訪問、訪問販売が中心でございまして、職域、会社等にはなかなか飛び込めなかつた長い歴史がございます。最近やはり職域にもどんどん飛び込んで

推進体制、「ういうものをどういうふうにお考え

で、場合によれば法人契約、もちろん個人契約も

○政府委員(松野春樹君) 私どもの事業の営業推進につきましては、先ほども触れましたが、從来から職員のセールス能力の向上、それから組織セールスの展開等によりまして普及の促進を図つてきましたところであります。今回の生涯保障商品の創設に当たりまして、今後より一層お客様のニーズに即応したきめ細かな商品サービスの提供に努める必要がある、積極的な営業展開をしていくつもりでござります。

ところで簡易保険の年齢別の加入状況を見てまいりますと、これも先生が今触れられましたけれども、從来から続いている傾向であります。簡易保険の場合には若年層、ゼロ歳から二十四歳を若年層と私ども申しておりますが、それから高年層、四十五歳から六十五歳、この年代の加入が比較的の高うございます。これは民保と比較してもそういう傾向であります。一方、二十五歳から四十四歳で把握しておりますゆる青壮年層の加入割合が低くなつてきておりまして、これがいわば簡保の体質的な弱点になっておるわけでござります。

今回御審議いただいておりますこの生涯保障商品につきましては、内容が青壮年期の死亡保障とそれから老後の年金というものを一つの契約で総合的に提供するということに特徴があるわけでありまして、やはりこの簡保の弱点であります青壮年層を中心たる販売対象としているということに間違いございません。したがつて積極的に青壮年における販売活動を展開していく覚悟であります。

このためにどういう体制でやるかということになりますが、一般的な周知活動とは別にいたしまして、現在私どもの職場で、青壮年層の加入が強調点であると申し上げましたがこれと裏腹の関係として、どちらかといふと簡易保険は伝統的に家庭訪問、訪問販売が中心でございまして、職域、会社等にはなかなか飛び込めなかつた長い歴史がございます。最近やはり職域にもどんどん飛び込んで

ございますが職域に積極的に開拓しようという」とで、これは各郵便局に保険担当の課がござりますが、その中の一組織として職域サービスセンターという名称の組織を設けまして、主として職域の開拓を中心に勉強して取り組んでいただいているります。

今後、もちろん職域開拓だけが保険の募集ではないことは重々承知でございますが、全郵便局を挙げまして積極的に取り組んでまいりたいと思ひます。また、青壯年層になりますとP.R面でも少し我々も反省しながらいろいろ改善してまいりたいという認識もしております。

○山田健一君 ことしの重点施策といいますか、皆さんに掲げておられるのを読ませていただきましたが、職域サービスセンターを充実させていくくことで、職域サービスセンターを充実させていくくいうこととなり、あるいは担当職員がコンサルタントができるような、そういう職員の養成も含めてやっていかなければならぬということが確かに書いてあるわけであります。

しかし、今もおっしゃいましたようにかなり訪問販売でやるという形のものが多いわけでありまして、お伺いしますと営業職員約二万八千人、こういうふうに聞いております。一人当たりの年間の契約件数は約三百件ということになりますと、いわゆる実働日数でいきますと一日一件以上売つておるという形になるわけであります。

そういう意味では、これからはそういう一つの販売目標あるいは推進体制、こういうものを考えていく上で、要員の適正な配置といいますかそれをいく上での問題と、あるいはまた、訪問販売に当たつて特に最近は昼夜留守の家庭が多い、共稼ぎが多いわけでありまして、そういったところに対するいわゆる勤務時間の弾力的な運用といいますか、そういう問題を含めている現在郵政省の方でも取り組みがなされておるだろうというふうに思いますけれども、今後どういうふうに進めていかれるのか、お尋ねいたしたいと思います。

○政府委員(松野春樹君) 最初に要員の適正配置の問題でありますが、これはもちろん、一般的に

申し上げまして、必要な業務量には必要な定員をきちんと配置するといふことはこれは基本であります。

ただ、御承知のように、国の機関でありますから定員問題等でも、例えば定員削減計画等でおわりのよういろいろな制約がもちろんござります。そこで、今、私ども簡易保険事業といたしましては幸い機械化、効率化を図る余地がありまして、現在でもその作業が進んでおります。現在取り組んでおりますのは第三次システム構築でありまして、これは平成五年に切りかえる予定であり

ますが、また一段と効率化が図れると思います。いろいろ効率化の努力をして、そこで生み出された要員を必要な部門に積極的に回していくという事を基本として、今、要員配置に取り組んでおります。

それから勤務時間の弹性化の問題ですが、これはかつて当委員会でもいろいろ御審議を賜った経緯がございますが、幸い労働組合あるいは職員の御協力を得まして、この問題につきましても現在のところ順調に推移しております。御指摘のように、ますます募集時間あるいは集金時間帯の利用者の方々との接点というものが、とまざるのがなかなか困難になってきておりますので、いろいろな工夫をして、郵便局でも職員にも御努力いただいて現実のいろいろな業務に対応しておるところであります。今後ともしかし、「一番これは目立たない地味な部門でありますけれども、しつかり忘れないように取り組んでまいりたいと思つております。

○山田健一君 わかりました。
それではちょっと二、三お伺いいたしたいと思
いますが、簡保の保障限度額の問題でありますけ
れども、先ほどもお話がありましたように、市場
調査をやっても、万ーの場合は必要な生活費が五
千五百二十四円、こういう期待すべき数字が出
ているわけでありますが、現在最高限度額が一千
万ということになつておりますて、加入して四年
経過をすれば一千三百万というふうにお伺いして

おるわけです。ちょうど時あたかも全労済が来年の六月から一千五百万、無審査でやるという報道をちょっと見たわけでありますけれども、ここら辺の限度額の引き上げというのはかなり希望もあるんではないかというふうに思うんですが、どうにお考えになつていらっしゃいますか。

○政府委員(松野春樹君) 現在の保険金額の加入限度額は、昭和六十一年九月に一千万円から一定の条件のもとに一千三百万円に引き上げられたものでございます。来年の九月でちょうど前回の引き上げからほぼ五年を経過することに相なります。したがいまして、今後の私どものこの限度額問題に対する対処方針でありますが、一つには、加入者のニーズが那辺にあるか、それからこの間の生活水準の推移はどうであろうか、あるいは加入状況の実際の推移はどうであろうかといふもろもろの要素を考慮いたしましてこの限度額につきましても適切なものとするよう真剣に検討してまいりたいという段階でございます。まだ青写真を描き切つてはおりませんが、そういう意向を持つております。

それから、先ほど先生お示しの全労済の計画でありますのが、たしか三月末でありますか、一部中央紙の報道で私も承知しております。この計画の詳細な内容はまだ把握しておりませんけれども、もしこの全労済の計画、来年から一千五百万円に引き上げるという計画が事実だといいたしますと、やはり今後簡易保険の保険金額の加入限度額引き上げ問題を検討する際に有力な参考になるであろうというふうに認識しております。

○山田健一君 わあせてお伺いいたしますが、年金の加入限度額は七十二万ということなんですが、これについても同様のお考えでしょうか。

○政府委員(松野春樹君) 現在の郵便年金の加入限度額は、これは昭和五十六年に二十四万円から七十二万円、月額に直しますと六万円になるわけですが引き上げられました。この五十六年以降今までの間、私どもの主たる年金についての營業の方針というものは、まずこの郵便年金の普及を

図ることが大変重要であるというふうに考えまして、その面で努力してきたところでございます。
と申しますのは、この昭和五十六年で郵便年金はほとんど新しい郵便年金に脱皮してスタートしたといふ経緯がござります。年金をめぐる戦前から戦後にかけてのインフレ等の事情による問題といふものは十分承知した上で、とにかく新しい年金を何とかひとつ御理解いただいて普及したいものだということに努力してまいっております。
その結果、現在の郵便年金の加入件数は、これも先ほど先生もお触れになりましたが、大変急速に増加しておりますと百四十六万件になっております。今御審議をお願いしておりますこの制度統合あるいは生涯保障保険の創設に伴いまして今後この制度は統合されますが、むしろこの年金保険の分野といふものはますます重要な役割にならうふうに考えております。
そこで、この年金の加入限度額でありますか、これまでの段階では、七十二万円という現在の限度額をもとにむしろその普及ということで主としてやつてまいりましたけれども先ほども简易保険のときに私申し上げましたが、やはり年金につきましても、加入者ニーズであるとか生活水準、加入状況の推移等は十分考慮してまいりたい。しかしその前にやはりよく関係データを分析検討したいということを考えております。
○山田健一君 この方は今ちょっと慎重な御回答だったというふうに思いますが、いずれにいたしましても、さきの市場調査でも出ておりますように、夫婦が老後に必要と考える生活費というのも望んでいる額には到底達しないというような状況でありますので、いずれこれは検討していくことになるだろうというふうに思つておるわけであります。

と大臣の方に伺つておきますが、今回のこの新しい生涯保障保険の創設に当たつて先ほど指摘いたしました簡易保険・郵便年金に関する調査研究会の中間報告に、こういう制度創設に当たつていろいろ検討しなきゃならぬんだろうということです。一つは、加入して払い込み始めてからの期間、それから年金の受給、こういうことになりますと、これは青壯年対策ということもあってかなり長期間を要する。したがつてインフレにどう対応していくのかということが一つの問題としてこの中でも指摘をされております。

今後の検討課題として、インフレ対応商品としての物価指数年金、変額年金についての検討が必要である。また、収入の増加に合わせ保険料、掛け金が増加していく修正保険料方式や、現物給付型商品の検討も必要であるというふうにここで指摘がされているわけであります。こういうインフレに対応していく一つの基本的な考え方といいますか、今後のこの生涯保障保険の運用の方針といいますか、その辺はどういうふうに検討され考えておられるのか、お尋ねをいたしたいと思っております。

○國務大臣(深谷隆司君) 生涯保障保険の年金額については、保険料支払い期間、年金支払い期間が長期にわたることから、ある程度の御指摘のようなインフレーションに対応できるようにする必要があると思っております。

そこで、生涯保障保険の年金額については、年金の支払い期間中に予想される物価上昇に対応できるよう、年金額を年2%の複利で増加させる仕組みにいたしております。また、保険料支払い込み期間及び年金の支払い期間中に物価が予想以上に上昇した場合には、通常、積立金の運用利回りも予定利率を上回ることが予想されますので、予定期率を上回った部分の運用益は、剩余金の分配を通じて年金額の上乗せに充てる仕組みといたしております。

いずれにいたしましても、インフレーションに対する対応というのは運用制度の一層の改善をこなすためのものであります。この点では、この制度創設に当たつては、これまでの年金制度の問題を解消する意味で重要な役割を果すものと期待しておる次第であります。

これから重ねていくことによつてより正確に対応で
きるようにしていかなければなりません。それで、資金の一層の効果的な効率的な運用を図
りながら、それらに前向きに取り組んでいきたい
というふうに思つております。

○山田健一君 今ちょうど大臣から、資金、積立
金ですね、これの効率的な運用にしっかりと対処し
ていかなければいけない、こういうことであつたわ
けであります。次に、積立金の運用に関しての
一部改正が今回提案をされているわけであります。

一つは、効率的な運用、運用の対象を広げてい
く、こういう気持ちでもつて、今回から債券を貸
し付けてそれによって利子収入と貸借料の取得を
目指す、こうしたことになつてゐるわけであります。

聞いてみると、資金の方もことしの1月に
四十五兆円をもう突破した、こうしたことです
が、一方で運用利回りが、資料をいただきました
んですが、五十九年をピークにだんだん下がつて
きしております。したがつて、どう効率的に運用し
ていくのか、というのが一つの大きな課題になつて
くるし、これが事業経営の一つの根幹になるとい
うことは間違いないわけであります。

今回は国債に限定をしてということで、ちょうど
市場が去年の段階で一定の整備をされた、そ
ういうことを背景に、こういう債券の貸し付けとい
うことは踏み込んでいかれたわけであります。が、一
方ではまだまだ、いろんな規制が緩和をされたと
いふながら金融市場での一つのやはり不確定さと
いいますか不透明さといいますか、そういうもの
もあるだろうというふうに思つておりますし、そ
の安全性についてどう考えておられるのか、安全
対策といいますかそこら辺についてお尋ねいたし
たいと思います。

○政府委員(松野春樹君) 債券の貸付運用の問題
でございますが、この場合には証券金融会社が
ござりますが、取引形態に二つあるうと思いま
す。一つは証券金融会社による仲介取引による場
合でございますが、

借り手から必ず担保をとることになつております
ので、この場合には貸し倒れリスクは生じないこ
とになります。それからもう一つの取引がありま
す。店頭取引でございますが、これは金融機関及び

証券会社等に限つて取引を行うこととするわけで
ございますが、この金融機関あるいは証券会社そ
れ自身が法人として信用力が高くて、実際には貸
し倒れリスクはほとんどないということでありま
す。大蔵省におきましてもこの種の場合に担保供
出不要であるというふうに指定しておるようでござ
いまして、安全性の面では問題はないのではないか
とかというふうに考えております。

もう一つは外国証券会社でございますが、外国
証券会社は、もちろんのことでありますが、外国証
券業者に関する法律による免許を取得しておいで
になるわけであります。国内証券会社と同様の
規制あるいは監督を受けている、したがつて安全
であるということであります。当然のことかも
しませんが、実際に私どもが貸し付けを行つよ
うな場合、例えば外国証券会社のどの会社を選定
するかというふうな場合には、信用力の指標とし
まして国際的な格付というものがございます。こ
の格付評価なども重要な参考資料にいたしまして
慎重に検討してまいる所存でございます。

○山田健一君 店頭取引の場合だとほとんど、お
話のようになつてゐるわけですが、その
ういふた心配はない。特に私も今、外国証券会
社の場合どうなのがな、どうなのをちょっと思つて
いたわけであります。が、今お尋ねにお答えをいた
だきましたので、それをもつて了解をしたいとい
うふうに思います。

同時に、運用に当たつて、今日までの運用状況
を見ますと、確かに運用の効率化、高度化、その
ためにはどうしても市場運用を通じて運用を図つ
ていくという方式がとられておりまして、公
共と市場との構成比率は、公共運用が六十年で六
九・二%、平成元年度で、これは未確定だとい
ふことがあります。が、六六・六%、約三%近く公共
の比重が落ちて、その分だけ今度は市場運用の方

が、六十年当時一六%だったのが今三〇%だと、こ
ういう形でかなり市場運用に力を置かれて運用
を図つておられるという姿がわかるわけであります。

しかし、これとて、公共部門での運用という一
つの大きな使命を担つてゐるわけであります。
幾らでも市場運用にという形にはいかないだろ
う、おのずから一定の限度というものがあるだろ
うと思いますが、こちらの公共と市場のバランス
をどういふものとのようにお考えになつていらっ
しゃるのか、お尋ねいたします。

○政府委員(松野春樹君) 最近のこの公共運用と
市場運用の数字につきましては、先生も若干触れ
られましたので一部ちょっと繰り返しになつて恐
縮には存じますが、公共運用が全体に占める構成
比率は、六十二年度と六八・六%、六十三年
度が六七・七%、元年度は、まだ未確定数であり
ますが六六・六%と、徐々にではあります。が比率
的には下がつてきております。しかし、余体の量
があがふえてきておりますから、絶対額自身はおおよ
そ横ばいもしくは少し伸びておるという状況にな
つております。

そこで、この市場運用についての考え方であり
ますが、市場運用を年々増加させていきますのは、
私どもの資金をできるだけ有利に運用して、これ
は最終的には加入者に還元するわけでございます
ので、この加入者利益を向上させる観点から行つ
てきているわけであります。特にここ数年間の
非常に低金利の状況下におきまして、私ども市場
運用を増加させることに相当真剣に、あるいは言
葉が少し過ぎるかもしれないが深刻なぐらいの
問題として実は考えておつたわけであります。

単年度の問題であります。が、平成二年度で予定
しておりますのは、公共運用を五八・五%とい
ふうに計画してございます。平成元年度は六一%

であります。が、六〇%を超しておつたと存じて
おりますが、したがつて、公共運用が例えば五

〇%になるべきであるあるいは五五%になるべき
であるというふうな物差しはなかなか一概に申し
上げにくい事情は、先ほど私がいろいろな諸要素

を御説明した中であるいは御理解いただきたいと
思つておりますけれども、保険の資金量というも
のは毎年数兆円ずつあえてまいります。その中で

やはりできるだけ有利運用しかも確実で有利と
いう前提がつきますが、有利運用部門をふやして
まいりたいという気持ちに変わりはございません。

○山田健一君 それじゃ大臣にお尋ねをいたした
いと思いますが、こういう状況の中でかなり資金
運用の効率化、高度化をしていかなければならぬと
いうことでいろいろ進められているわけであり
ますけれども、今回、平成二年度の予算要求段階
で、例の積立金に入れられる前の余裕金の問題も
すれば出でたわけあります。これを郵政大臣が

て、この財投運用への必要額、あるいは簡保・年
金事業そのものが経営の健全性を保てるかという
観点も考慮しなければならないと思っております
し、もちろん加入者利益の向上は先ほど申し上げ
たとおりでございますが、こんな点を総合的に勘

案して資金配分を決定しておるわけであります。
今後におきましても、少し抽象的な言い方で恐
縮ではありますが、やはり資金の公共性にも配意
しながらできるだけ有利運用を図つてしまいたい
ということが、一言で申し上げまして私どもの運
用スタンスなのでございます。

○山田健一君 もちろんそだらうと思います
が、具体的にどの程度ぐらいまで考えておられる
かということはありませんか。

○政府委員(松野春樹君) 先ほど私が申し上げま
した数字はこれは残高ペースで過去の累計数字で
あります。

○山田健一君 もちろんそだらうと思います
が、具体的にどの程度ぐらいまで考えておられる
かということはありませんか。

○政府委員(松野春樹君) 先ほど私が申し上げま
した数字はこれは残高ペースで過去の累計数字で

あります。

○山田健一君 それじゃ大臣にお尋ねをいたした
いと思いますが、こういう状況の中でかなり資金
運用の効率化、高度化をしていかなければならぬと
いうことでいろいろ進められているわけであり
ますけれども、今回、平成二年度の予算要求段階
で、例の積立金に入れられる前の余裕金の問題も
すれば出でたわけあります。これを郵政大臣が

直接管理をして運用していけるようになりたいと思
が予算要求の段階で出ていたわけであります
これは見送りということになったようであります
けれども、今後のこういった資金運用に当たつて
の運用制度の改善といいますか、そういう方針
に向けての取り組み方針についてお尋ねいたした
いと思います。

身利用型の加入者ホーム、これが出来ているわけでありますけれども、運営について民間のそういうたノーハウを生かしていく、こういうことのようであります。

介護機能を持つ、こういうことになれば、今いろいろ全国で特別養護老人ホーム等の建設が進められておりますが、こういった特養との違いはなど

門病院と提携しておきましてそこでお世話をいただくということになるうかと思っております。
○山田健一君 あわせてお尋ねをいたしますが、もちろん加入者ホームということで今回初めてごういう試みに着手をされるわけでありますから、その場合、入居し得る人の条件といいますか範囲といふますか、ある、ほまに吾に当つてしま葉

○国税大臣（深谷謙吉君） 簡保や年金の資金は加入者の貴重な財産でございますからできるだけ有利に運用して、それで配当金を増額するとか加入者の利益の向上を図つていかなければならぬと

御指摘の余裕金につきましては、直接運用の検討を含めて過般大蔵省とも交渉したのであります。が、なかなか思うようにいかなかつたようであります。しかし、私どもはこれはぜひ直接運用の対象の中に含めていきたいということで、これからも当局と熱心な交渉をしていきたいというふうに思つてゐます。

金融経済環境の変化に適切に対応するためには、資金の一層の効率的な運用を図らなければなりません。せんので、資金運用制度の改善に全力を挙げて取り組みたいと思っております。また、資金の公共的な性格にかんがみまして、地域振興に大きな役割を果たす例えは第三セクターへの運用などについてもこれから勉強、検討していく必要があるのではないか、そう考えております。

還流といいますかそういった観點から有効、有意義に生かしていただくということは以前から話があるわけでありますから、そういうふうな検討をぜひお願い申し上げたいというふうに思つております。

最後に、簡保年金福社事業団法の改正に関する
だしまして二つばかりお尋ねをいたしたいと思
います。

身利用型の加入者ホーム、これがお出されているわけでありますけれども、運営について民間のそういうふうな形で配置したいと考えておりますが、緊急の入院等の必要が生じて専門的な治療を要するというケースの場合には、これはむしろ近隣の専門病院との関係でございますが、看護婦さんにつきましては當時五名ぐらいは医務室といふふうな形で配置したいと考えておりますが、緊急の入院等の必要が生じて専門的な治療を要するというふうに現在のこところ考えております。

それから病院との関係でございますが、看護婦の介護機能を持つ、こういうことになれば、今いろいろ全国で特別養護老人ホーム等の建設が進められておりますが、こういった特養との違いはどうなのか。あるいは終身利用型ということになれば、入っておつて今度は病気になつてお医者が要るとなれば病院との関係なりそういうものが出てくると思うんですが、そういうところについてはどうのうようにこれは運営されていくわけになりますか。

○政府委員(松野春樹君) 私どもの今予定しております終身利用型の浦安の加入者ホームにおきましては、入居者に対しまして例えば毎週健康診断をしていきたい、それから毎月健康診断も行いたい、それから毎年人間ドックも実施したいというふうなことを考えております。

また、入居中に介護を要することになるケース、これは当然想定しておりますが、介護を要する入居者に対する対応としては、病院と提携いたしまして、医師の診断によりまして例えば居室において歩行とか排せつあるいは食事、入浴等の介護を実施するケース、これもあるうかと思います。また、必要に応じて幾らかのベッドを設けまして介護室を設ける予定でありますが、ここにおいて適切な介護を実施することとしたいと思ってございます。

こういうことでございまして、特別養護老人ホームとの関係でございますと、やはり介護等は一応自前で実施するため、特段、特別養護老人ホームとの提携というものは必要ないではないかというふうに現在のこところ考えております。

○政府委員(松野春樹君) 私どもの今予定しております終身利用型の浦安の加入者ホームにおきましては、入居者に対しまして例えば毎週健康相談をして、入居者に健康診断も行いたい、それから毎年人間ドックも実施したいというふうなことを考えております。

また、入居中に介護を要することになるケース、これは当然想定しておることはあります。が、介護を要する入居者に対することは、病院と提携いたしまして、医師の診断によりまして例えば居室において歩行とか排せつあるいは食事、入浴等の介護を実施するケース、これもあるうかと思します。また、必要に応じて幾らかのベッドを設けまして介護室を設ける予定であります。が、ここにおいて適切な介護を実施することとしたいと思つてございます。

こういうことでございまして、特別養護老人ホームとの関係でいいますと、やはり介護等は一応自前で実施するために、特段、特別養護老人ホームとの提携というものは必要ないではないか

というふうに現在のところ考えております。
それから病院との関係でございますが、看護婦さんにつきましては當時五名ぐらいは医務室といふふうな形で配置したいと考えておりますが、緊急の入院等の必要が生じて専門的な治療を要するというケースの場合には、これはむしろ近隣の専

○山田健一君 あわせてお尋ねをいたしますが、もちろん加入者ホームということで今回初めてこういう試みに着手をされるわけでありますが、その場合、入居し得る人の条件といいますか範囲といいますか、あるいはまた入居に当たっての基準といいますか、そういうものはどうのようにお考えになつていらっしゃりますか。

○政府委員(松野春樹君) 入居条件の詳細は現在事業団におきまして詰めておる最中でありますけれども、基本的には次ののような方向でいきたいといたしますが、そういうことでござります。

幾つか項目があるわけですが、入居資格の第一としまして簡易保険の被保険者または郵便年金の年金受取人であること、これは私どもの施設が加入者福祉という観点からのものであるということに基づいております。それから年齢は六十五歳以上の方としていたいということで検討しております。これは一般の民間における状況等も勘案してでございます。それから三項目は、確実な連帯保証人が二名欲しいということです。

それから四項目であります、これは医師の診断を最終的にはいただきますが、やはり入居時ににおいては重大な疾患がなく、日常の起居は行えると認められた者にしていということです。

それから五項目は、先ほど病院利用のケースについて触れましたが、健康保険あるいは国民健康保険等に加入している。大部分の方は加入しておるわけであります、実情をちょっと聞きますと、やはり加入しておられない、保険料を払っておられない方も若干おいでになるような実態も伺っておりますが、以上のような点を基本的には予定しておりますというところでございます。

○山田健一君 最後になりますけれども、大臣にお尋ねをしたいと思います。

今回こういう形で、言ってみれば加入者の福祉向上に向けて介護つきの終身利用型ホーム、一番最初に申し上げましたように、郵政省として長寿

「えと、お本音にいひのよが力向でしきたといふことでござります。

幾つか項目があるわけですが、入居資格の第一としまして簡易保険の被保険者または郵便年金の年金受取人であること、これは私どもの施設が加入者福祉という観点からのものであるということに基づいております。それから年齢は六十五歳以上の方としたいということで検討しております。これは一般の民間における状況等も勘案してでございます。それから三項目は、確実な連帯保証人が二名欲しいということです。

それから四項目であります、これは医師の診断を最終的にはいただきますが、やはり入居時ににおいては重大な疾患がなく、日常の起居は行えると認められた者にしたいということになります。それから五項目は、先ほど病院利用のケースについて触れましたが、健康保険あるいは国民健康保険等に加入している。大部分の方は加入しておるわけであります、事情をちょっとと聞きますと、やはり加入しておられない、保険料を払っておらない方も若干おいでになるような実態も伺っておりますが、以上のようない点を基本的には予定しております」ということでございます。

こうした意味で加入者の福祉の推進というのも大事だらうと思いますが、同時に、できればこういった加入者を介護しておられる方々に対する一つの配慮といいますか、そういうものが施策的にできないだらうか。いろんな加入者ホームなり、あるいは保養所なりリゾートの施設なりの利用について、一方では今ショートステイもかなり進んでまいりまして、短期に預かるということであり護疲れをいやすというようなことも施策的に行われようとしておりますので、そうした場合に、そういう介護者に優先的にひとつゆっくりとろいでいただく、疲れを取っていただくというよな形で、加入者の介護に当たつておられる方々に対する福祉の施策といいますが、そういうのをひとつお考えになつていただけないものだらうかというふうに思つてゐるわけであります。

ここら辺についてどのようにお考えになつておられるか、お尋ねをいたしたいと思います。

○國務大臣(深谷隆司君) 山田委員官御指摘のよに、家庭でお年寄りを介護しておられる方々の御苦労といふものは並み大抵のものではないと思ひます。そういう方々のために、ちょっと少しでも休んでいただく場合にそのお年寄りを介護するよ

うなショートステイといったようなことはこれから十分考えていかなければならぬことだといふうちに思つておらまし、それは全く同感でござります。ただ、直ちにショートステイに取り組めるかというと、まだ介護専門の施設をつくるつづけて

六

は事業團でもノーアウが十分用意できていない、これから相当ノーアウの蓄積を重ねていかないと困難ではないかなというふうに私どもは思っています。

したがいまして、ショートステイ等についてね、今後、浦安の終身利用型加入者ホームでその経験を積みながら、そして将来の課題として勉強させていただくという方向で臨んでいきたいというふうに思います。ただ、浦安ホームの介護室とか特別浴室などがございまして、入居者の利用に支障を来さない範囲では例え、一日単位で近隣からお受けするといったよ、いわばショートステイじやなくしてデイケアと言った方がよいでしょうか、そういうことなどはやっていきたいというふうに目下考えているところです。

○山田健一君 ショートステイそのものはこれは今いろいろ厚生省の方で、あるいは各そぞれの方

地域で逐次進められておりまして、私が申し上げたのは、そういうふうなショートステイ機能とあわせながら、お年寄りはそういうショートステイ機能を設けたり何なりそういうものを利用して少し休んでいただく、そういう機能もあわせてやるというような形での方式は何か考えられないか、これは私の提案として受けとめていただけないものかなというふうに思っておりますので、もう一度そこのところをお伺いいたします。いたしまして私の質問を終わりたいと思います。

○国務大臣(深谷隆司君) セっかくの山田委員の御提言でござりますので、よく勉強させていただきたいと思います。

○大森昭君 問題点はいろいろ山田さんの方から出されておりますが、簡易保険、郵便年金事業とも経営状況はいいわけであります。そしてまた、死亡率とか失解率、事業費率ともずっと低下をしておりまして、加入者への還元も厚くなっています。と思うのであります。民間生保との比較はどういうことになつていますか。

○政府委員(松野春樹君) 少し数字の説明が統一して恐縮でございますがお許しをいただきまして、

簡保と民保の経営状況、それから経営効率、普及率等につきまして比較説明をさせていただきま
す。これは昭和六十三年度の数字で行いますが、
民保の数字を昭和六十三年度の数字でしか把握し
ておりますのでお許しいただきたいと思いま
す。

最初に経営状況でございます。個人保険の新契
約の分野でございますが、件数で見ますと民保は
一千四百二十万件でありますて、簡保は民保の約
半分ということになります。一方、保険の新契約
を保険金額で見ますと民保は百二十四兆五千三百
二十八億円でございまして、簡保は民保の約八分
の一となっております。一件当たりの保険金額が
民保に比べ簡保の方がかなり小さいものになつて
おるということがうかがえます。

それから今度は新契約でなくて総保有契約で比
較しますと、件数でございますが、民保が一億三
百二十一万件でございまして、簡保は民保の六割
に匹敵いたします。この保有契約を保険金額で見
ますと、民保は八百四十四兆四千五百九億円でござ
いまして、簡保は民保の一三%相当と、やはり
一件当たりの保険金額は簡保が小さいものとなつ
ております。

次に世帯普及率でございますが、簡保が五八・
八%、民保が七四・五%でありますて、簡保は民
保より低い状況にござります。

次に個人年金の関係でありますが、同じく新契
約につきまして見ますと、件数では民保は百六十
一万件で、簡保は民保の約五分の一であります。
一方、年金額で見ますと、民保は八千五百六十億
円でありますて、簡保は民保の約十四分の一と、
民保に比べかなり小さくなつております。

個人年金の保有契約ベースでありますが、これ
を件数で見ますと民保が四百六十万件で、簡保は
民保の約四分の一、年金額で見ますと民保は二兆
一千五百七十八億円で、簡保は民保の約九分の一
というふうになつております。

次に個人年金の世帯普及率でございますが、簡
保が三・二%、民保が九・一%でござります。

次に経営効率につきまして若干比較してまいりますと、死亡率でございますが、これは保有契約全体の死亡率で簡保が〇・三五%，民保が〇・一九%でありますて、簡保の方が高うござります。これは、民保では青壯年層の加入が多いのに対しまして簡保は高齢者の加入が多いということが反映しているものと思われます。それから年齢別に見てまいりますと、簡保も民保もほぼ、死亡率につきましては実質的な差はございません。それから次に失効解約率でありますと、簡保が二・八%，民保が六・六%でございまして、簡保はこの面では民保の半分以下とよい状況になつてございます。

それから事業費率でございますが、民保は一・三・七%ということでありますて、簡保の方が民保の約半分というふうに、この数字の上では効率がよくなつております。これは簡易保険が郵便、貯金、保険の三事業一体による効率のよい経営、あるいは機械化の推進等による事業経営の効率化の結果があらわれておるというふうに見ております。

それから、これで最後でありますのが運用利回りにつきましては、簡保が六・二八%，民保が六・六一%と、簡保の方が低くなつております。これは、御承知のように簡保は民保に比べまして運用範囲が狭く限られているということが反映されているというふうにうかがえます。

長くなりまして恐縮であります。

○大森昭君 今の説明で、もちろん簡保と民保とはそれ性格が違うわけでありますから、例えば事業費率の問題についても大変効率的な事業費率でありますし、失効解約などについても、これは民保の場合には要員も入れかわり立ちかわりであってみたり、また最高制限額も簡保と民保とは違うわけでありますから、いろんな意味で数字が全部こう違つてくるんだろうと思うんですが、そこで、保険事業の基礎的な数字の上に立つて問題点は大体どこにあるのかということもある程度分析ができるんじやないかと思うんです。

そこで、この間も私、それぞれの事業でそれぞれの中長期の展望を持つているのかという質問をいたしましたけれども、保険事業の方も将来を見通しての長期的なビジョンなどについては策定をされているんですか。

○政府委員(松野春樹君) 私どもの簡易保険事業が、事業そのものの主たる商品という言葉が適切かどうかは別にいたしますて、非常に長期的なサービスを扱っていることから、先生御指摘のように長期的なビジョンを持った上で事業計画画を進めていくことが大変重要になつてしまります。かねてから私ども、いろいろな調査研究会に学識経験者の方々に御参加いただきまして研究会を開け、その成果をできるだけ事業に取り入れるように努力しております。

昭和五十七年から五十九年度につきましては、国営任意生命保険の将来展望に関する調査研究会という研究会でございますが、主として生命保険事業の将来動向を踏まえた簡保・年金事業の将来展望につきまして調査研究を行つていただきまして、その結果、加入者のライフサイクルの変化に合わせて契約内容を自在に変更し得る制度の確立をすべきであるというふうな御提言をいたしました。この提言を受けまして、昭和六十二年の四月には保険金の増額変更制度、これはいわば既契約の下取り転換制度でございますが、を設けた次第であります。

それから昭和六十年から六十一年度には、簡易保険・郵便年金に関する調査研究会といふことで、主として事業を取り巻く社会経済環境の変化につきまして基礎的な分析、及び介護サービスを提供する保険制度、いわゆる総合福祉システムの構築等に向けまして諸問題の御検討をいただきました。その結果、介護サービスの供給体制が整わない現状では金銭給付の介護保険を創設することから取りかかるべきだというふうな御提言をいたしました。この提言を受けまして、昭和六十三年九月には介護保険金つきの終身保険を創設したところであります。また、先ほど来話が出てまい

が三事業一体ということを言われるんですけれども、そういう意味では一番恩恵をこうむっているのは簡易保険じゃないかと思うんですね。

例えば、さつき局長が言つたようにお客様をするのが一番重要ですね。ところが民間保険の場合には、ここにはと入ってきて保険会社ですと言つたら大概出てこないんですけども、郵便局の場合には何か書留でも来たんじゃないかなと思つてみたり、大体お客様がずっと入れてくれるので割合話がいいということで、多分、保険の第一条件であるお客様が割合容易にできるということがあると思うんですね。だからそういう意味からいくと、それだけやはり保険のお金が地域に還元されているということがより重要な気が思えますね。

この間、私、銚子の方で会議をやつしましたら助役から、イワシが揚かるのを郵便局で小包郵便でやつてもらっているのは、銚子の町は簡易保険の金を借りて大変お世話になつてゐるからこちんの方も小包郵便を使つて実はやつてもらつてゐるという話を聞きましたけれども、ですからそういう意味からいと、いろんな制約があると思うんですがもう少し、もちろん地域にはいろいろ簡保の資金貸し出しといふことは今でも行われるわけありますが、この地方還元とか、同時に加入者に施設を通じていろいろ簡保の理解を深めるというようなことは、今これは検討しているんですか。

○政府委員(松野春樹君) 簡易保険事業を、私個人的にはいつも申しておるんですが、郵便局事業

の一つの事業というふうにとらえておきたいといふふうに思つております。やはり全国二万余りの郵便局のネットワークというものが大変私どもの事業にとつても力になつておるわけでございます。

現在、都道府県、市町村の数が三千三百十六だ

そなでございますが、私、着任いたしまして、そ

のうちどのくらい簡保資金を御利用いただいているのであらうかと調べましたら、何と三千三百十

五の県市町村が御利用いただいている。一つの村だけ、愛知県だそうであります、大変裕福な村が一つあるようであります、それを除きましては御利用いたいでいる。大変前から私どもの資

金の地方還元につきましては、地域とのつながりの上で、あるいは地域振興の上で非常に大きく役立つておるという点は自負しております。

ただ、その割にそれが果たしてPRされているかということになりますと内心じくじたるものがあるわけですね、やはり空氣や水のように立つておるという点は自負しております。しかし事業をやつておりますから、ぜひこの簡保資金の地方還元につきましては、現在約十二兆七千億円が地方公団等へ融資申し上げている額でありますけれども、ひとつこれを大いに私どもの事業展開の上にももう少し活用したいということを今寄り寄り話し合つてはいるところでございまして。

私どもが地方とのつながりを考える場合にはやはりもう一つ、資金還元の面とそれから加入者福祉施設の設置を通じての地域振興あるいは地域の皆さん方の御利用をいただくというふうなことがあります。

私どもが地方とのつながりを考える場合にはやはりもう一つ、資金還元の面とそれから加入者福祉施設の設置を通じての地域振興あるいは地域の皆さん方の御利用をいただくというふうなことがあります。

私どもが地方とのつながりを考える場合にはやはりもう一つ、資金還元の面とそれから加入者福祉施設の設置を通じての地域振興あるいは地域の皆さん方の御利用をいただくというふうなことがあります。

私どもが地方とのつながりを考える場合にはやはりもう一つ、資金還元の面とそれから加入者福祉施設の設置を通じての地域振興あるいは地域の皆さん方の御利用をいただくというふうなことがあります。

私どもが地方とのつながりを考える場合にはやはりもう一つ、資金還元の面とそれから加入者福祉施設の設置を通じての地域振興あるいは地域の皆さん方の御利用をいただくというふうなことがあります。

私どもが地方とのつながりを考える場合には

りたいというふうなことも考えております。

○大森昭君 資金の貸し付けとか大臣が言つた第三セクターの問題とか、いろいろそれもそれなりに検討してやつてもらいたいと思うんですが、きょう簡保事業団は呼んでないんだけれども、いざ

れにしても保険というのは成績がよければ加入者に還元するわけですね、これは当たり前の話なんだけれども、ただ、さつきから聞いていて、若い

人がなかなか入らないとか何かいろいろ問題点があるわけだけれども、加入者の還元の方法として、昔といえば安い掛け金で死んだときたくさん保険料をもらうというその型が多かつた。しかしど

うなんですかね、これは行革審なんかで保養施設はこれ以上建てちゃいけないとかなんとかなつて

いるんだと思うんですが、非常に評判がいいんで

すね、簡保のホームページは。

ですから、いろんな制限があつてそれが実施で

きないとしたら、今度は、世田谷がどこかにある

ああいうスポーツセンター、あれなんかは行革審

で何か言われているのかどうかわかりませんが、

とにかく死んだときには保険料をたくさんもらうと

いうのもあれなんですが、若い者にやっぱり魅力を持たせることになつたら、どうなんですか

か、ああいうスポーツセンターなんかをつくつて

いく。非常に健康が大事だということいろいろ

やつてはいますからね。郵政省の幹部でも真向法

をやつてはいるしヨガをやつてはいる人もい

るし、いろんな人がいるんだけれども、だから、

建物を余り建てなければ、土地だけ買ってバラッ

クといふわけにはいかないし、また土地が値上がりすることを条件にして僕が発言しているといふことになるとまた問題が起きるけれども、そういう施設というのは、これもいけないと言われていましたが、簡保事業団は。

○政府委員(松野春樹君) ただいまのお尋ねであ

りますけれども、臨調それから行革審の流れの中

におきますこの保養施設等の建設についての制約

というの、宿泊施設といふものを中心としたそ

の建物、施設が民間と非常に競合しやすいという

ことが第一点でありますとともに、先ほど大臣の

御答弁の中にもありました、やはりこれも関係

機関との協議が必要であります、第三セクター

に対する融資というふうな道も開ければ聞くこと

によってより一層地域とのつながりを深めてまい

りますけれども、臨調それから行革審の流れの中

におきますこの保養施設等の建設についての制約

というの、宿泊施設といふものを中心としたそ

の建物、施設が民間と非常に競合しやすいという

ことが第一点でありますとともに、先ほど大臣の

御答弁の中にもありました、やはりこれも関係

機関との協議が必要であります、第三セクター

に対する融資というふうな道も開けば聞くこと

によってより一層地域とのつながりを深めてまい

りますけれども、臨調それから行革審の流れの中

におきますこの保養施設等の建設についての制約

というの、宿泊施設といふものを中心としたそ

の建物、施設が民間と非常に競合しやすいという

ことが第一点でありますとともに、先ほど大臣の

御答弁の中にもありました、やはりこれも関係

機関との協議が必要であります、第三セクター

に対する融資というふうな道も開けば聞くこと

によってより一層地域とのつながりを深めてまい

それから、先ほど来た話に出でまいつております。す総合研修センターでありますとか今度の浦安の終身利用型の加入者ホーム、これは事柄の性格上、改革審の答申とはバッティングするものではないというふうな認識のもとでやつております。ただし、関係機関とのそれなりの調整ということは必要になつてまいります。

○大森昭君 事業が好調なときには好調なようなことをやつぱりしておくことが必要じやないか。特に保険の場合は長期ですから、短期の運用でどうのこうのというわけじやないのでありますから、そういう意味合いでは、仮に自先の運用利回りがよくないとしても、少し長期的に補充しておけば六%程度の利回りが入つてくるようなこともやはり考えた方がいいんじやないか。

もちろん、簡易保険局自身ではいろんな制約があるとすれば、今の段階では簡保事業団の活用をするしかないということになるんだろうと思いますが、どうかひとつ加入者還元の方法というものについては、間違えると、幾ら生涯保険ですか、何かこういうものをつくつても若い者が必ずしも入つてくるということにはならない。我々はもう何年かたてば死ぬのかなと思うけれども、若い者は死ぬのかななんて考えてもらいませんからね。今日楽しく愉快にいこうと、そうなれば、何かそういう施設を利用させることによって簡易保険の認識を深めるとか、そういうことがいいんじやないか。これは私は素人ですからわかりませんが、どうかひとつ、いろんな方法を検討してやつてもらった方がいいんじやないかと思うんですね。

それでいろいろと、成績がいいわけですから、そしてまた新しい商品も発売するわけでありますから、なかなか職場の状況は御苦労が多いと思うんです。さつき局長も職場に勤いている人たちの努力によつてということなんですが、そういう意味合いで、定員もなかなかかえないのであります。何かそういうことについての施策は考えておりますか。

○政府委員(松野春樹君) 業務量は年々、御指摘

う本来的な課題もございますが、やはりこの業務量の増加にどう対処するかという観点から、かねてから私どもの事業ではオンラインシステムの導入につきまして、例えは五年に一回新しいシステムに更改していくというふうなことで大変熱心に、専門の室も設けまして日々検討をしておりまます。それから自動振替の扱い込みの促進も今日的な課題にしております。簡易保険の集金関係の中で、この自動振替をやつしていただきと大変私どもの実際の作業とりまして効率的に処理できることになります。

いろいろな施策を講じながらこの業務量の増加に対処して事務処理の簡素化、効率化を図つてきているわけでありますが、しかし一方でやはり営業活動の充実とかお客様へのサービスの拡充等の施策もこれは十分やつていなければいけないわけでありまして、こういう簡素化、効率化を図りながら、その中で出てきた余力をこの新しい活動あるいはサービスというものに振り向けて事業の運営に万遍無なきを期していきたいというふうに考えております。

○大森昭君 今、加入者協会だとか団体組成などを御活躍されると何か郵便局と衝突する面があつて実際にどうであろうかなというふうな懸念もありますが、私いつも思うんですが、保険なんというのは専門的な知識が非常に必要なんですね。ちょっと考えております。

事業のいわゆる営業の知識を持つている人が定年に来て保険をやつてみるなんと言つたつてできっこないんですよ。そうなつていくと、長い間保険事業につきましては、あるいはその前にやめる方がいるかもわかりませんが、そういう人を活用と言つて悪いですが引き続き、もちろんこれは希望がなきやめなんですが、何らかの格好で、それだけの富貴な知識を持つている人なんですから、そういう人にこの事業に協力してもらうという方策などについては、これは労使でやつているのかどうかわかりませんが、何か特別なことを考えているんすが、何かそういうことについての施策は考えておりますか。

○政府委員(松野春樹君) 御指摘のように、保険

いうふうな方は、大変な知識と技能をお持ちになつて退職されるわけあります。こういう営業関係事務にすぐれた能力を持つておられる退職者を活用していきたいというのは、私も、のどから手が出るくらい大変期待したい点であります。

しかし、退職されました後でありますからこちらの都合のいい結果ばかり望むのはこれは難しいと思いますが、私が聞き及んでおりますのは、民間の損害保険業界あるいは生命保険業界等の場で、悠々自適ではありますかやはり仕事を継続して行うという方も相当数おられるようになります。ただ私の立場からしますと、余り生保業界で御活躍されると何か郵便局と衝突する面があつて実際にどうであろうかなというふうな懸念もありますが、そういう民間で能力を再び発揮するという場合がございます。

それから私どもの郵便局の場合であります。やはり基本的には年間の業務にいろいろな繁閑がありまして、特に繁忙時というような場合、あるいはいろいろな研修その他でベランの方に御指導いただくといふうな場合もあるわけでありまして、こういう方々を非常勤として活用するといふ道につきましてはいろいろ考えてございました。今後も退職者の方について、これは退職者の専門的な知識が非常に必要なんですね。ちょっとお話を聞いていますけれども質問を終わりたいと思います。

午前十一時四十五分休憩

○委員長(青木新次君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時に再開することとし、休憩いたします。

休憩前に引き続き、簡易生命保険法の一部を改正する法律案、簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案、簡易保険郵便年金福祉事業団法の一部を改正する法律案の三案を便宜一括して議題とし、質疑を行います。

○平野清君 質問をする前に一言ほかのことにつれてさせていただきたいんですが、電波の日で余り

も内外なんという区分をしていた方がいいのかどうか。例えば特定局なんか総合定員配属局でどう、あれは。だから、人事部長がやることだけでも、あなた実力者だから僕は言つていいんだよ。

特に郵便なんかは、あれもまた物がふえて、今のが状態だとアルバイトなんてなかなか来なくなつちゃうですよ。そうするとやつぱり退職者の人に郵便の配達なんかもお願ひをしてやつてもらうこと。もう今六十過ぎたつて元気だからね、みんなで行うという方も相当数おられるようになります。

だからどうかひとつ、今私の言つたことは人事部に所属するけれども、松野局長は人事も経験しているし大体実力者なんだから、少し給体的にそういう方々をいかにして活用していくか。これが人手不足の時代も迎えるわけだし、物はふえても定員はふえないんだし、職場は本当に苦労している生懸命やつているわけですから、どうかひとつそういう点についても事業の発展とともに工夫をしてもらうということをお願いして、ちょっと時間が余っていますけれども質問を終わりたいと思います。

目立ちませんでしたけれども、同じ日の夜、都ホテルで第一回郵便切手デザインコンクールというのが開かれました。作品を見せていただいたんだすけれども、世界各国からすばらしい切手のデザインが届いております。特に中国の小さな子供の方々が「手紙が来た」というような作品には大変感動を覚えました。簡保の関係の皆さんの中で郵便の方々を褒めるのはなんですが、昔の官庁と違つて一生懸命いろんなことを企画されているなということに感心をいたしました。簡保・年金の皆さんもいろいろ新商品の開発に努力されていると思いますので、三葉がこそって郵政を支えてくださいるように、まずもつてお願ひを申し上げておきまます。

すべて無審査保険である、外務員の面接行為はありますけれども無審査保険であるというふうな特徴がございます。なおそれに加えまして、これは国営事業であるということからサービス内容等の基本的事項につきましては法律で定められておりまして、また契約約款も郵政審議会の議を経て定められているというふうに、国民、利用者の方々にとりまして開かれた制度となっておるという点が言えようと思ひます。

運用面では、一つには地域還元を初めとして公共的運用を重視してきているという特徴が一つござります。それから運用の一環といたしまして、広い意味での運用といたしまして、加入者福祉施設を全国に展開して加入者の方々の福祉の増進のために還元しているという点が挙げられようと思ひます。

自助努力はさることながら、老後生活を豊かに送れるためには国の福祉政策も重要な課題となってくると思います。その意味で生命保険事業の社会的責任は大変重くなりつつあります。

ところで、午前中、簡保、民保の経営状況とかシニア等については細かく局長さんの方から数字を挙げて御説明をいただきました。ここでもつてまず、簡易保険と民間生命保険を比較して簡保の特徴というものがどこにあるのかをこの際再確認しておきことが必要じゃないかと思うので、簡易保険の特徴というものをもう一度明確にお答えいきたいと思います。

○政府委員(松野春樹君) 私どもの簡易保険・郵便年金事業につきましては、これは申すまでもないことでござりますけれども、簡易生命保険法それから郵便年金法という法律に明確に目的初め基本的な事項が定められております。

したがいまして第一の特徴は、これは制度面の

特徴の第一ということになると 思いますが、非常利の國営事業であるという点が第一でございます。それから第二は、全国二万余の極めて國民の皆さん方にとりまして身近な郵便局を通じまして簡単に利用できるという点が次の特徴かと思いま

○政府委員(松野春樹君) これも数点にわたります。
して簡単に御説明申し上げます。
第一は、任意団体ではありますが簡易保険郵便年金加入者の会という会議がございまして、全金で二千二百八十六の数に上っております。これは簡易保険、郵便年金加入者の有志の方々によりまして、全集配郵便局を網羅して結成されておりま
で、毎年一ないし二回、会議が開催されます。この場で加入者の直接の声をお伺いし、これを製
改善やサービスの向上に生かしております。
それから二つ目は郵便局のモニター制度でござ
る。

ますし、また契約書も郵政審議会の議を経て定められているというふうに、国民、利用者の方々にとりまして開かれた制度となっておるという点が言えようと思ひます。

もう一つは運用面の特徴でございますが、資金運用面では、一つには地域還元を初めとして公共的運用を重視してきているという特徴が一つござります。それから運用の一環といたしまして、広い意味での運用といたしまして、加入者福祉施設を全国に展開して加入者の方々の福祉の増進のために還元しているという点が挙げられようと思ひます。

そのほかにもあるいは細々とした特徴はいろいろあるかと思ひますけれども、こういう特徴を生み出しながら、今後とも国民の皆さんの期待にこたえてまいりたいというふうに存じております。

○平野清君 今お答えいただいたとおり、国民の期待というものは大変大きいと思います。加入料金に吸収していこうとされているのかをお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(松野春樹君) これも数点にわたりますが、簡単に御説明申し上げます。

第一は、任意団体ではありますが簡易保険郵便局の年金加入者の会という会議がございまして、全国で二千三百八十六の数に上っております。これは簡易保険、郵便年金加入者の有志の方々によりまして全国集配郵便局を網羅して結成されておりま

いまして、郵便局を御利用になつておる方々の中から、例えは個人が三千人、法人が千人といふうに郵便局モニターを委嘱いたしまして、簡易保険・郵便年金事業の運営や職員の接遇等がいいか悪いかというふうな点につきまして御意見、御要望をいただいております。

またそれ以外に、これも先ほど来の御質疑の中に出でまいったておりますが、簡易保険と個人年金に関する市場調査を逐次実施しておりますので、この結果に基づきまして商品、サービスのニーズ把握に努めています。さらには、加入者の方から寄せられる制度とかあるいは事業運営に関する要望、申告が日常的にございます。また、私どもの外務員が日常の外務活動の中でお客様と接触して入手する直接のお声もございます。こうしたお声もできるだけ、郵政省あるいは各地の郵政局あるいは郵便局のそれぞれの場を通じて吸い上げて生かしてまいりたいというふうに考えております。

御指摘のよう、こういうお声が、仮にささいなものでありますても、やはり私どもの事業が生き生きとして活動して本当に国民の皆様のニーズにこたえる一番の源であるというふうに深く認識しております、冒頭、先生から郵便事業の関係でお褒めの言葉をいただきまして私も大変うれしく存しておりますけれども、今後ともできるだけできるよう努めていきたいというふうに存じております。

○平野清君 国民の自助努力による生涯生活設計を支援するために、今回、簡易保険と郵便年金の制度を統合して生涯保障年金を創設することになりますと申しますが、加入年齢及び年金の支払い開始年齢は何歳ぐらいを予定されているのかをお聞きしたいと思います。

○政府委員(野野村樹君) 仕組みにつきましては、概略的に申し上げますと、被保険者が死亡したことなどにより保険金の支払いをする終身保険と、被保険者の死亡に至るまで年金の支払いをす

る終身年金保険を組み合わせることによりまして、生涯にわたっての生活設計に必要な青壯年期の死亡保障と老後の死亡保障〔ラス年金〕というものを一つの契約で総合的に提供するという仕組みでございます。また、御加入に際しまして、どういう死亡保障額を希望するか、あるいはどういった年金額を希望するかという額を選択していただきいろいろ組み合わせることができることができるということにする予定であります。

それから年齢等でありますと、細目にわたりましては保険契約におきまして加入年齢あるいは年金支払い開始年齢を決める予定でありますと、現行の予定しておりますのは、加入年齢につきましては、これがやはり生涯にわたる生活設計に資するということを目的にしておりますとともに勘案いたしまして、二十五歳程度から五十五歳程度までとお考えでありますとか現在の私どもの郵便年金に御加入いたしましておられます。また、年金の支払い開始年齢をいつまであるわけですが、実際の民間等も含めました退職年齢の動向などを見ておきますと、年金に対するかといふことでもあります。ただいまの現状等を勘案いたしまして、五十五歳開始、六十歳開始、六十五歳開始という三種類を設けまして、このうちの適切なものを御選択いただくという形にしたいと考えております。

○平野清君 今細かく御説明いただいたんですねが、保険は専門家は割とわかりやすいんですけどね、國民の方はいざ保険というとなかなか理解がしにくい。そこへどんどん新しい商品が出てまいりますと、どれを選択していいのかさっぱりわからない。外務員の口一つでいろんなトラブルも起きてくると思うんです。そこで國民に対するPRというもの、今回の改正を加入者や新しく買ってもらいう人にどのように説明するのか、これぞ大変難しいと思います。

一つの例を申し上げますと、ここに「みなぎりの簡易保険・郵便年金」いうのがあるんですよが、この一番トップに「生存保険金付定期保険発売しました。」というのがあって、これは初めてもらう人にどのように説明するのか、これが

卷之三

出しましたら、去年の春だったか私たちが通した法案の中に生存保険金をつけるという言葉が入った法案があつたんですね。それをぱっとピックアップされて「生存保険金定期保険」、これはちょっと見て余りいい感じがしないんです。要するに、保険金を掛けていなければどもその間に死ななかつたから、五年目、七年目、九年目に御褒美として幾らか上げるよということらしいんです。

しかし、この生存保険金付という言葉がいいか悪いか、私この席で申し上げる立場にないわけで御理解をいただきたいと言うのみでありますけれども、今後いろいろなこういう新しい商品ができます場合の基本的な名称、それからその愛称と いうようなものにつきましてこれからも十分勉強してまいりたいと思います。

具体的に申し上げますと、民保の運用範囲には、私どもの積立金の運用対象のはかに加えまして、例えば株式、不動産、それから企業貸し付け等が含まれてございます。逆に申し上げますと、私どもの運用範囲にはこの株式、不動産、企業貸し付け、その他若干ございますが、これらは入っていないという違いがございます。

○平野清君 今、債券の貸し付けにつきましては前進したというお答えをいただきましたけれども、その内容及びどの程度の額を運用することになつてゐるのか。また、簡保が債券貸付市場に参入した場合、市場の混乱を招くことがないのか。また、民間の抵抗が予想されるのではないかといふような心配もござりますけれども、その点はいかがなんでしょうか。

○政府委員(松野春樹君) 現在法律改正をお願いしておる事項でございます。債券の貸し付けにつきましては、私どもが保有しておる国債がござります。これは日銀に登録してあるわけでございますが、これるさらに、ごく短期間が実態でございまますけれども、かかるべき金融機関、証券会社あるいは証券金融会社等にお貸しして、いわばもう一つの利息を得るということでより一層の有利運用を図るという内容でござります。

お小遣いをやるよというような、若い人にとつてはちょっとなどないような気がするんです。そういう点を含めて、P.R.というものに対してどういうお考えでしょうか。

りで名前を変えると言つたってとても無理でしょうけれども、銀行の名前さえトマトなんていう時代が来ているわけで、保険の名称その他も国民にびつたりわかるようなやわらかいものをつくっていく方がより効果的ではないかなと思います。

された生存保険金付定期保険でございますが、まさに
とに私どもが日々非常に苦しい思いをしておる
ネーミングの難しさを、今お伺いしましてつくづ
く感じた次第であります。

それでは次に移りますが、簡保の運用資金については既に約四十六兆円に達しておると聞いております。この簡保資金は加入者の財産であるということをしばしば大臣も局長さんもお答えになつておりますけれども、その有利運用を図つて加入

何種類というふうなものに数えられるわけであります。こういう種類にそれぞれの名称をつけると、既に、えてして、私どもの通弊でございますが、

者に還元することが極めて大事なわけです。しかし、現実的には簡保の運用利回りが民保の運用利回りをかなり下回っているというふうに聞いておられます。簡保と民保では資金の運用対象範囲にどのような違いがあるのかをお聞かせ願いたいと思

前後左右すべてをあらわす名前をまず漢字でつけなきやいかぬ、つけてから後でわかりやすい片仮名でということで、先生御指摘の保険もニックネームとしてはマイプランという大変スマートな名前をつけて、セールスでは実はそのマイプランというふうな名前で周知させていただいておりま

○政府委員(松野春樹君) 腹頭の簡保の特徴の中でも少しく触れさせていただきましたけれども、民保のそれと比較いたしまして簡保・年金資金の運用範囲はやはり制約の多いものになつてござります。

律事項ではありますんが、政令改正事項でござりますが、大型私募事業債への運用という改善が認められております。まだこれは手続を終了しておりませんけれども、これから政令改正をお願いしてまいる事項になつてござります。

○平野清君 国民の財産であるわけですから方が一貸し倒れなんということがあつたら大変なわけですけれども、そういう貸し倒れのリスクの面はどうなんでしょうか。

○政府委員(松野春樹君) 私どもが保有国債をお貸しする場合に一つの形態がございます。一つは

卷之三

卷之三

—

仲介取引であります。この証券金融会社は、午前中の御質
疑でも御説明申し上げましたが、借り手から必ず
担保をとることになりますので、貸し倒れリスク
はこの場合は生じないということにならうかと思
います。それから店頭取引におきまして金融機関
及び証券会社に限つて取引を行うこととするとい
うことになると思いますが、これらの法人につきま
でございます。

およそ年間一百億円程度を考えております。
○平野清君 それでは大臣にお尋ねしたいんですけれども、今いろいろ局長さんが御説明になつたが、今後の資金運用制度の改善についてどういうふうに大蔵折衝というものは大変だと思うんですね。御方針をお持ちかお聞かせいただければと思います。

合その他いろいろなときには、僕なんかも去年から年金をいただいていますけれども、一生懸命自分が積み立ててやつともらえるようになったその年金が雑所得というのはどう聞いても国民感情になじまないような気がするんですよ。これは大蔵省が決めていることなんですねけれども、これから郵便年金を充実していく上でも、郵政省の方から大蔵省に対して、雑所得扱いなんというような税法

うな形で選定しているのか。
それから、ここが仮に二百人収容できる施設とした場合、そこで生活するのに大体一人当たりどのくらいの費用がかかるのか。
さらには、お入りになつたお年寄りが途中で費用が負担しきれなくなつてくるという問題が出てくることも想定されると思うんですが、その場合にどういうふうな措置がとられるのか。

ましては貸し倒れリスクはほとんどないのであります。また、現に大蔵省もこれらの金融機関及び証券会社につきましては担保の供出不要というふうに指定しておりますが、その意味でもますます安心であろうということを考えております。

に、やはり簡保・年金資金は加入者の貴重な財産ですから、できるだけ利益を還元しなきゃなりません。ところが最近、簡保・年金の資金運用回りを見てみると、六十一年で七・〇三%だったのが六十三年六・一七、平成元年度で六・一といふことによると、下ぶつてきています。

じゃなくて、年金は年金所得としてのきちっとした位置づけをすることが大事なような気がするんです。私も今度機会があれば大蔵省の方にもそぞういう質問をしたいと思いますけれども、雑所得であるいはその他を含めて、税制上どういうふうに措置をしていくかとされているかをお聞きしたいと

○政府委員(松野春樹君) あるいはまだ、先ほどお話を聞いておりますと保証人が一人必要なんだそうですが、その保証人が死亡した場合なんかの措置ですね、その辺はどういうふうになるのか、お伺いしたいと思います。

それから同時に、この債券の貸し借りの其間で、いつのが実際の商取引におきましてはおよそ五日間程度というのが慣行であるようであります。これは決済日の関係であろうと思ひますが、あれこれ考えまして、まずリスクの問題はないのであるうというふうに考えております。

こういうことではありませんので、私どもも資金の一層の効率的運用を図るためにさまざまな努力を払っていかなければなりませんが、先ほども申長から申しました余裕金の直接運用の検討、あるいは資金運用制度の改善の一つとして先ほども申しました第三セクターへの運用等、これは大蔵省とのさまたがままな議論の相違がございまして煮詰めてみると、この点は、確かに相当困難な部分もござりますけれども、

○國務大臣(深谷隆司君) 平野委員の御指摘の雑所得の件については、少し勉強させていただいたいと思います。

それから、何といいましても國民の自助努力、それをを中心にして我々がいろんな角度からお助けするという形でございますが、所得税、地方税における個人年金保険料の所得控除限度額は今回引

詰めを急いでおるわけでありますけれども、現在おおよそ決めております方向につきまして御説明申し上げます。

最初に、共同出資する民間の会社の選定基準と、いうふうなお尋ねでございました。

現在私どもが考えておりますのは、財団法人で、全国有料老人ホーム協会という協会がございますが、ここに加入している運営法人であつていただ

○政府委員(松野春樹君) 一般に私募事業債と言ふべきものか、お考へになつておられるのか、まとめてお答えいただかればと思います。

積極的に改革していくかないと御期待にこたえられないと存じておりますので、一層頑張つて所期の目的を果たしたいと思っております。

○國務大臣(深谷隆司君) 平野委員の御指摘の雑所得の件については、少し勉強させていただきました。いと思います。

それから、何といいましても国民の自助努力、それをを中心にして我々がいろんな角度からお助けするという形でございますが、所得税、地方税における個人年金保険料の所得控除限度額は今回引き上げることになったわけであります。これからも、生命保険、個人年金、税制の充実に積極的に取り組んでいかなければならぬと思っており

詰めを急いでおるわけでありますけれども、現在おおよそ決めております方向につきまして御説明申し上げます。

最初に、共同出資する民間の会社の選定基準と、いうふうなお尋ねでございました。

現在私どもが考えておりますのは、財団法人で、全国有料老人ホーム協会という協会がございますが、ここに加入している運営法人であつたただきたいなどといふ点が一点でございます。それから、今後事業団と継続的に連携を保つことができるようにするために、今回の浦安のケースであるといふことを念頭に置きまして、東京に本拠地のある法人

われております内容は特定少数五十人未満とする
いうことですが、の投資家を募集の対象とす
る社債ということになります。大型私募事業債
債ということになりますと、発行額が二十億円に
上り、一百億円以内の私募事業債のことでありま
して、昭和六十二年六月に社債発行の規制緩和により
てこの種の事業債が発行されるようになつた契
締がござります。

○平野清若
さらには大臣たちのとおもわせた
んですけれども、これから保険、年金に対する支
制上の支援というのが非常に大事になってくる
思います。これはちょっと意地悪な質問で申し訳
けないんですけども、加入者が受け取りますと
便年金というものは税法上何の所得になつていい
か、大臣は御存じでしょうか。

○國務大臣(深谷隆司君) 雜所得のようですが

○平野選君　どうもありがとうございました。
まだまだ、補安に建設中の終身利用型加入者
ホーム等たくさんお聞きしたいことがあつたんで
すけれども、与えられた時間が来てしまいました
のでこの辺で終わりたいと思います。どうもあり
具体的な内容についてはまだこれから、ただい
ま検討中という状況でござります。

が望ましい」という点も考えております。それからさらには、今度の浦安のホームは居室の数が百六十室を予定しておりますが、したがつて、できれば百室以上ぐらいのホームを実際に運営しておると、いう経験があるときらにぐあいがよい、というふうな考え方でございます。それから、当然のことながら、介護つき有料老人ホームの運営実績であります。二つ、まさに、幾つか文につきましては、まだ現段階

今回の改正は政令レベルの改正で対処し得る内容でありますけれども、株式上場会社で資本金十億円以上の会社の発行する大型私募事業債を運用対象に加えよう、それに私どもも参加しようとしないもので、これも先ほどの債券の貸し付けの数字と実はたまたま似た数字になるのですが、い

○平野清君 雑所得というお答えが返つてまいりました。郵便年金も、それから厚生年金も国民金も全部雑所得なんですね。これから高齢化社会へ向かって年金だけで生活する人も相当ふえてると思いますけれども、自分の収入を申告をする

○磯村修君 今度、浦安に簡保年金福祉事業団と民間の事業団が共同出資して法人をつくって運営していく施設がつくられるわけなんですが、そこで、この共同出資する事業団を選択する一つの基準があると思うんです。それの基準はどういうふ

うなみの山

これが形で見えていいのか
それから、ここが仮に二百人収容できる施設とした場合、そこで生活するのに大体一人当たりど

それから二点目のお尋ねは、この新しい加入者

いう御質問でござります。
最近私ども、この前提としまして民間の施設につきましていろいろな状況を調べておりますけれども、一口ではなかなか申せませんが、大体民間

の同種のホームの場合三千万円台から五千万円台、ごく最近できたものには八千万円台から一億円台というような大変な幅の広い状況があります。しかし、私ども基本的に考えなければいけませんのは、やはり国営事業である簡保がバックにある加入者施設であるということを念頭に置いたいと思いますし、できれば一般のサラリーマンでも利用可能な程度の入居一時金にしたいなどいうふうに思っております。

ではありませんが、あえて申し上げますと、一
人入居の場合、一般的に申し上げまして入居一時
金は二千万円台の前半、二千五百万円までいかない
ような額で設定できればというふうなことを念
頭に置いて今詰めておるわけであります。もちろん
二人入居のケースもございますが、これはまた
別の計算にならうかと存じます。
それから三點目でございますが、この利用料金
を払えなくなつた場合どうなるのか、あるいは保

証人が亡くなつていればどうなのかというお尋ね
になりますが、例え毎月の管理費、食費とい
うものを入居一時金とは別に月々いただく仕組みに
なります。およそ十万円前後だらうというふう
に考えておりますが、これを原則論で申し上げま
すと、一般の民間の事例では三ヶ月以上支払いが
済つた場合には原則として退去料とかいうふう
なケースもあるようであります。現在、民間のそ
うような実態は私どもの念頭にはございますけれ
ども、ただ画一的に三ヶ月ということでおいいのか
どうかという点がまだ実は私ども結論を得ており
ません。何かそこにもう少し緩和策が必要なのかな
うかという点を現在煮詰めております。

それから保証人でございますが、連帯保証人が

それから連帯保証人へございますが、連帯保証人が二名必要であるということではあります。この連帯保証人につきましては、例えば費用の支払いの代行とか退居されるとかふうな場合の身柄の引き受け等にこれはやはり必要であろうかなということで、原則としては必ず補充していただきたいなということで考えております。

かも専門的な治療を要する場合には、これは何はさておいても命にかかる問題でありますから専門の病院でと。もちろんその間は退居するわけではございませんで、本拠地はホームであることは間違いございません。ホームもまたその病院治療等に際して当然便宜を図るということにならうかと思ひます。

便年金の加入者を何らかの形で救済するという意味もあつたようでござります。

ところが、大変このホームが好評でございまして、長期滞在等もスタート当初は方針として持つておつたようであります。その後いろいろ行政監察その他等の指摘もございまして、余りにも多くの希望者がありますために途中から利用を原則として五年以内ということで、現在でも何十人か部屋があくのを待つておられる方がございますが、原則五年以内といふうなルールに変えたわけでございます。

病院とその施設がただお互いに協力関係を結んで何があった場合に病院に収容するとかというふうな単純なものではなくて、そこで生活なさる方はお年寄りでございましょうから、やはりそれなりに、そこで生活なさっているお年寄りの健康状態ですね、これを何かニュースメディアのシステムを導入して、わざわざ病院へ行かなくてもその状況がわかるというふうなそうした医療システムというものをこの新しい施設に設定したらいかがか、こういうふうにも思うんです。それがまた新しい時代に対応していく一つの医療システムではなかろうかと私は思うんですけども、その辺はどんなお考えをお持ちですか。

○政府委員(松野春樹君) これは医療という言葉の範疇に入るかどうかは別にいたしまして、日常の入居者の方のいろいろなふぐあい等につきましては、看護婦を五人程度医務室に常駐させており

○機械修君 加入者ホームというのは全国に十数カ所あるんだそうですが、これをつくるときの趣旨と、現状はどういうふうな仕組みになつてゐるのか。そこで生活する場合、例えば年数は有限であろうと思うんですけれども、どういう仕組みになつてゐるのか、その辺をちょっとお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(松野春樹君) 先ほど来御指摘を受けおりまことに終身利用型介護機能つきホームとは別に、私ども、現在年金加入者ホームを全国で三十三カ所設けております。

と。加入者ホーム設立の事情というのもやはり十分念頭に置かなきいかぬと思います。その上でいろいろ新しい形の加入者ホームをどうしていくかという問題の処理にならうかと思ひます。

○磯村修君 やはり社会の情勢に対応していくための施設でなければならぬと思うんですけれども、こういう施設は、これから類似したような施設をつくるというよりか、例えば先ほどの新規浦安につくるようななああいうふうな終身型のホームをさらにどんどんつくつていった方が高齢化社会のために役立っていくだらうと思うんです。

の範疇に入るかどうかは別にいたしまして、日常生活の入居者の方のいろいろなふやあい等につきましては、看護婦を五人程度医務室に常駐させておりまして、そこである程度対応できるだらうと思います。

内包した形はこれはなかなかなし得ませんので、これは実際のケースであります。浦安のこのホームの近くに二つ大きな病院があるようであります。もちろんこれはホームとその病院の間で一般的な提携関係、あるいは負担金というふうなものが必要になるかと思いますが、常時提携体制をつくっておきまして、何かあった場合には、し

一番最初は、昭和三十年でありますけれども、高齢の加入者の方々が明るく平穏に過ごすための加入者ホームというのを熱海市に開設いたしました。このホームは、戦後におきます日本人の平均寿命の著しい伸び、それから当時の住宅不足等社会情勢の変化にやはり簡易保険としてもあるいは郵便年金としても対応したいということが一つ背景にありました。特にもう一つの事情は、郵便年金の歴史、経緯にかかる問題でありますけれども、過去のインフレの影響を大きくこうむった時

有限の、何かそのときの社会情勢もあったんだでしょうけれども、例えば何年でもつてもうおたくへお帰りくださいでは、何か冷たさを感じするわけなんですね。

特に年寄りがだんだんふえてくる世の中ですから、年をとつてからでは迎える方も大変でしょ
うし、帰る方もいろいろ複雑な気持ちにもなる
でしょうし、そういうふうなこともいろいろ勘案
しながら、こういう施設をこれからどういうふう
に活用し、またどう、うぶらぬまごつこする

一四

ていつたらよいのか?という非常に深刻な問題もあるうと思うので、もう一度その辺のことと具体的にお伺いしたいと思うんです。

ことが盛んに行われておりますね。ですからそういうリゾート開発に参加して、いわば小回りのきくレクリエーション施設というふうなものをこの

○政府委員(松野春樹君) 御指摘のよう、私が簡易保険・郵便年金事業においてこの種の年金加入者ホームページについて今後どういう姿勢で臨んでいくかという課題として見た場合、先ほど触れたました既存の十三の年金加入者ホームページを今後どうするのかという問い合わせると、今先生御指摘のように、今の浦安型の加入者ホームページを今後どうするかという問題とあるわけでございます。

これは率直に申し上げまして、実はまだそこをどうするかきつちりした青写真を私持ち合はせておりませんが、この浦安のケースは私どもにとりまして本当の意味で最初のパイロットプランでござります。いろいろなノーハウをそこから得る。しかしノーハウを得るまでにこれは時間がかかりますので、やはり民間のノーハウを持つた会社と運営につきましては提携した形で臨みたいということであります。

私の現在の簡易保険局の責任者としての立場がらいいますと、今後この種の施設は、午前中の御質問にも出ましたが、公的な保障施設だけではなかなか届かない面、あるいはむしろ積極的に、自助努力で老後の生活を切り開きたい、それだけの一定のゆとりはあるという方々にとってこの種の施設が必要であるならば、気持ちとしてはやはり積

極的に考えていくべき事柄かなという感じを持つております。そのとき十三のホームをどうするかは、これは現在御入居中の方々もおりまして、先ほど申し上げました説明でもってひとつ御了解いただきたいと思います。

○磯村修君 それから簡保資金の活用の問題なんですがけれども、いろんな養護施設をつくるといふことについては行革の立場から大分制限されるというふうなお話を先ほど出ました。しかしこそボーツ施設、レクリエーション施設といふようなものは、いふうふうな話も先ほどありましたけれども、今、各地域に参りますとリゾート開発といふ

もう少し小回りということになりますと、現在ある簡易保険の保養所、保養センターがございますが、大変評判が高うございまして、年間で延べ

○政府委員(松野春樹君) 生涯保障保険を新しくつくりました場合、既に加入しております保険なうものを活用していく、ただ一本化されたものを利用していくという場合にそれだけでもつてチケットされて活用できないというふうなことはちょっと私は矛盾を感じるんですが、その辺の見解をお伺いしたいと思ひます。

東北の寒い地方でなかなかレク施設がない。特に冬場は東北地方の保養センターといふのは大変閑散としております。利用率が五割を下回るとこらも幾つかございまして、そうすると、それでは屋根つきのゲートボール場を設けたらどんなものであろうかとか、そういういろいろなそれぞの地域からのお声を率直に反映して、簡易に利用しやすいスポーツ施設を保養センターに併設してまいりたいというふうなことで取り組んでおるところであります。

○磯村修君 それから、高齢化社会ということで、それぞれの人たちが一つの生活設計をしていく上においてもこの新しい生涯保障保険制度に対する関心とか期待というものは次第に強まってくると思うんですけども、そこでちょっとお伺いしたいのは、従来の簡保とかあるいは年金というものが加入している方がこの新しい制度を活用したいということで契約する、したいというときに、面接とかあるいは告知ということでたまたま非常に差しさわりが出てきて新しいシステムを活用できないような場合も想定できるんですね。

これは、同じ趣旨、内容の保険あるいは年金といふものを活用していく、ただ一本化されたものを活用していくという場合にそれだけでもつてチケットされて活用できないというふうなことはちょっと私は矛盾を感じるんですが、その辺の見解をお伺いしたいと思ひます。

そういうことでござりますが、この生涯保障保険への変更の際に保険金額の増額を行う、あるいは保険期間の延長等がなされるというふうな内容の場合には、結局死亡保障が拡大するというケースになるわけでありますし、この場合にはやはり、死亡保障が拡大する部分につきましては新規の加入と同様でありますので改めて告知、面接を必要としているという制度になつておるわけでございます。

それで一方、例えば既存の保障、実は年金には保障という概念はありませんので、保険金を既存の年金部分に付加する、保険を付加するというふうな場合でございますと、死亡保障が拡大しない単純な付加でござりますので、この場合には改めて告知や面接を必要としないケースになります。したがいまして、お尋ねのようにもし保障内容が変わりません場合には、例えば既加入の終身保険の保険金額を増額しないで生涯保障保険に変更するという場合には、告知は不必要ということに相なるらうかと思ひます。

○磯村修君 何か今のお問い合わせは面接というふうなことによつて、大きな期待を持つていた人がちょっとしたことでもつてチェックされてしまつて利用できないというふうなことになると期待感といふものの大変切るような感じもするわけなんですが、それはそれとしてわかりました。

それから最後に大臣に一言お伺いしたいんですけれども、今それぞれの自治体でも、高齢化社会を迎えて、寝たきりのお年寄りへの介護といふものが行政の中でもつて大変大きな課題になつてきております。ボランティアとかいろんなシステムを取り入れてそれへの対応というものを考えていくところですね。

そこで、郵政省の立場でも既に検討されていると思うんですけども、将来あるいは介護が必要になるというふうなことを想定して、介護サービ

告知 面接を必要とする場合としない場合がある

スといらうふうなものを内容とした保険の創設と申しましようか、そういうふうなことは既に郵政省としては御検討なされているんでしょうか。なされないとすれば今、どういうふうな状態にあるのかということをお伺いしたいと思います。

○国務大臣(深谷陸司君) 先生御指摘のように、ますます高齢化、長寿化が進展してまいりますと、老齢人口の増加に伴つて寝たきり老人の割合が非常に高くなつてくるとか、あるいはその他さまざまなもので、それこそ家族の方たちでは手に負えないような症状も含めて、大きな変化が起こつてくるだろとおもいます。したがいまして私たちも、介護施設とか介護人の確保など、介護システムの整備を国の重要な仕事として考えていかなければならぬと思っております。

郵政省いたしましては、こういう国民のニーズにこたえていくために介護機能を持つ終身利用型のホームをただいま建設しているわけであります。先ほども局長から話がありましたように、ここでさまざまなノーハウを十分に研究して、その上に立つて一層の新しいテーマに取り組んでいかなければならないというふうに考へておるわけであります。介護サービスの供給体制は次第に整備されてまいりますが、例えば人の供給も含めて、これから保険制度の開発と同時に取り組んでいかなければならぬ課題だと心得ております。

○磯村修君 大臣、四十分間お世話をになりますからよろしくお願ひします。

私は簡保の会員であります。年金も掛けておられます。よって、六千六百万人の会員を代表して、会員の立場でこれより質問いたします。第二

は、私たちが出しておるのは税金ではありません。先の愛いのため、生命の保持のため、いろいろな立場において掛けておられますお金であります。

す。言うならば私財であります。そういう立場で、第一条がどうのこうの、規制がどうのこうの、さようなことは庶民は知りません。運用されたものは全部会員に丸ごと返してもらいたい、そういう立場に立つた質問の趣旨で進めてまいります。ですからよろしくお願ひいたします。

まず第一は浦安市の件、昭和五十四年十一月に整備公団が取得いたしました土地金額、そして六十二年十一月に郵政省が取得されました土地金額を教えてください。

○政府委員(松野春樹君) 浦安の加入者ホームを建設しております土地は、もともとは千葉県の企業庁が埋め立てた土地でございました。それを住宅・都市整備公団が一帯を取得したものでござります。

簡保事業団は、昭和六十一年度及び六十二年度に予算を確保いたしました上で住宅・都市整備公団と話し合い、最終的には六十二年十一月、約二十六億円で取得したものです。同公団が昭和五十四年十一月に取得したことは先ほど先生御指摘のとおり私承知しておりますが、当時幾らで取得したかまで私承知しております。

以上でございます。

○常松克安君 決して他意あつてお伺いしたんじやございません。といいますのは、私の住まつておるところは実は三重県でございまして、三重県ではこういうパンフレットをちょうどいたしました。して、もう来年ぐらいにも三重県にこんないいものが来るぞと、こういうふうにたまきが耳にいたしておりますので、ああこんないいものなら早いとこ来てもらいたいなど。がしかし、親方日の丸

よつてお聞きいたします。介護という概念にA

型、B型、C型がございますが、その基準をおつしやつてください。

○政府委員(松野春樹君) 大変不勉強で申しわけありませんが、A型、B型、C型とあれしておりますが、まだ厚生省にござります老人福祉法でございますが、そこにありますいろいろな施設の形態で、私たちと不勉強でありますから申しあげありませんが、お聞きしたような覚えがござります。

○常松克安君 それはそうで、郵政省は厚生省のことまで勉強するのは大変です。

私が申し上げるのはこの介護です。入る人は終身で入るわけございましょう。そうすると、お聞きすると看護婦さんが五名、そして建てられる

O政府委員(松野春樹君) この建物の建設費は私どもの簡保事業の特別会計から出資金の形で事業団に、これは法律でもつて定められたとおりやつております。二十年程度で計画を立てております。

○常松克安君 ではお聞きいたします。大体一人の方で二千三百万、お二人で、一応今あらあら想定いたしますのが三千三百万、こうして合算して金額をお出しになつてください。二十年もかかるでしよう、ペイは。——じゃ後ほど結構です。

心配しているのは、赤字にならないかということを物すごく心配しているんです。といいますのは、この介護という字が入りますと、民間でもつぶれていくところがどんどん出てきているわけなんです。非常にこの介護が難しいんです、正直言いまして。

よつてお聞きいたします。介護という概念にA型、B型、C型がございますが、その基準をおつしやつてください。

○政府委員(松野春樹君) 大変不勉強で申しわけありませんが、A型、B型、C型とあれしておりますが、まだ厚生省にござります老人福祉法でございますが、そこにありますいろいろな施設の形態で、私たちと不勉強でありますから申しあげありませんが、お聞きしたような覚えがござります。

○常松克安君 それはそうで、郵政省は厚生省のことまで勉強するのは大変です。

私が申し上げるのはこの介護です。入る人は終身で入るわけございましょう。そうすると、お

聞きすると看護婦さんが五名、そして建てられる

のはこの資料から見て十階建て。満六十五歳以上の方の一番恐ろしいのは合併症なんです。一つ二つじゃないんです、持病は。そういうふうな

ときの介護の問題もござりますれば、あるいは本当にもうある日突然、最近は五十代でぼけが始まつておるわけですから、そういう場合もございますし、ぼけではないけれども、あるいはそうした長の合併症の介護を要するものではないけれども、真ん中の一週間ごとにぼけたりもとへ戻つたります。

○政府委員(松野春樹君) この建物の建設費は私どもの簡保事業の特別会計から出資金の形で事業団に、これは法律でもつて定められたとおりやつております。二十年程度で計画を立てております。

○常松克安君 ではお聞きいたします。大体一人の方で二千三百万、お二人で、一応今あらあら想定いたしますのが三千三百万、こうして合算して金額をお出しになつてください。二十年もかかるでしよう、ペイは。——じゃ後ほど結構です。

心配しているのは、赤字にならないかということを物すごく心配しているんです。といいますのは、この介護という字が入りますと、民間でもつぶれていくところがどんどん出てきているわけなんです。非常にこの介護が難しいんです、正直言いまして。

よつてお聞きいたします。介護という概念にA型、B型、C型がございますが、その基準をおつしやつてください。

○政府委員(松野春樹君) 大変不勉強で申しわけありませんが、A型、B型、C型とあれしておりますが、まだ厚生省にござります老人福祉法でございますが、そこにありますいろいろな施設の形態で、私たちと不勉強でありますから申しあげありませんが、お聞きしたような覚えがござります。

○常松克安君 それはそれで、郵政省は厚生省のことまで勉強するのは大変です。

私が申し上げるのはこの介護です。入る人は終身で入るわけございましょう。そうすると、お

聞きすると看護婦さんが五名、そして建てられる

のはこの資料から見て十階建て。満六十五歳以上の方の一番恐ろしいのは合併症なんです。一つ二つじゃないんです、持病は。そういうふうな

ことにつきまして連携をとつておきませんと、御指摘のよう急に簡単にいくものではないといふ点は承知いたしております。今後その辺につきましては、まだ着手しておりませんけれども、これは至急、御指摘をまつまでもなくやらねばいかぬ大事なことの一つであろうといふうに存じております。

○常松克安君 これは普通の企業でしたら大問題なんですよ。建てる計画というのは大体五年前から計画するんですよ。土地取得にしても内容にしても、病院にしても介護にしましても。それをこの計画からいittたら、一遍ノーサウを研究して、これではやっぱりお役人のお仕事かと言わざるを得なくなってしまふんです。

○政府委員(松野春樹君) やはり両方とも簡易保険もしくは郵便年金にお入りいただいておるということを前提にいたしております。
○常松克安君 しかば、きのう入ってきょう申しこみできますか。

が出てまいるかどうかはここではつきり申し上げられませんが、恐らく郵便局で第一次審査をやさざるを得ないと思うんです。郵便局で御加入いただいたおるかどうかを形式的に審査して、あとは事業団の方で中央で一括処理しますが、恐らくその時点で人数が相当多いのであらうと、したがつて何らかの公正な抽せん方式等した上で、さらには第二次の入居審査というふうな手順を現在承知いたしております。したがって、御指摘のようにき

うといふうに思ひます。

○常松克安君 有効なんですね

○政府委員(松野春樹君) 郵便局ではそれはわかつております。

（常務取締役）そりやうるとその応募したさに入つて金を納めたらすぐ申し込みできる。一方営々と十九年、二十年、郵便局を愛し、本当に郵便年金ならではこそと期待するそういう人たちと、資格とりたさにきのう会員になつた人も受け付けられるということを、何も私、そんな目を三角にして言つてはいるんじゃないが、そういうふうに入所基準なるものがしつかりしてない。この法案と一緒にそいうのを提示されてこれは当然かに思つんで、私は。

庶民が何言うてもあきません、国会で決まりました。してみりや、本当に営々としてやつてきた人をこそ、ある面では優遇する。またこれをすると、整合性でそれはおかしいとかごてごてするんです、法制局で。そういうふうな問題を精査されてここへ提示なすって、会員に対する新しい行政サービスなんですよ大臣が胸を張って記者会見をなさるがよろしからうと思ふがゆえに、老婆心ながら申し上げておるんです、これは。

もう一度聞きますよ。そういうふうに、ある面からいくと不公平だなと。少しその辺のところの基準は、法律的に差ししさわりあるものじゃなければ、やはり長々長々のお得意さんときのうきょううの一見さんと一緒の扱いでこれいいんでしょうか

な。もう一度答弁をお願いします。
○政府委員(松野春樹君) 私どもの簡易保険あるいは郵便年金を長い間にわたって御加入されておるケースとごく短期間のケースと、そこに入居資格に例えれば差を設けるか否かということになりますが、私ども現在考えておりますのは先ほど御回答したとおりであります。その基準等をこれは

少し敷衍して考えてまいりますと、それでは保険金額が高い場合低い場合とか、まあいろいろな実

は物差しが頬の中にちょっと浮かぶのであります

けれども、それでもってこの入居資格を審査するのは少し無理があるのかなという、実は漠然としたあれであります。が、観念を持っております。もっと別の条件、しかし、途中では一枚一枚の審査が果たして可能なほどの御希望であるかといふ点になりますと、私はどうももう少し多くのた

けれども、それでもってこの入居資格を審査するのは少し無理があるのかなという、実は漠然としたあります。それが概念を持つております。

もつと別の条件、しかし、途中では一枚一枚の審査が果たして可能なほどの御希望であるかといふ点になりますと、私はどうももう少し多くのた
くさんの方の御希望があるような感じがしております。
いんで私は行きたいと、こういう人とばったりめぐり会つたものですから、これが地域限定されるとだめだと。しかしこれ、六千六百万人、満六十歳を約二〇%と單純に見て一千三百二十万人、それの約一割としてというふうに考えても、これは啓蒙の仕方によつては、それをコントロールされなければ大混乱が起きるんじゃないだろうか、よ

つて地域限定が出てくるんだろうかななど。
こじまもとを正せば、今までの入居の方々が、
ます。したがつて今私どもがおおよそ想定してお
りますのは、まず郵便局で第一次的御印入りされ

さいますから足りません、そこで一定のもちろんこれは公正でなくてはいけませんが抽せんしらもう精神がむれて早いとこ出でてください次のとことどうですかということにならぬように、そ

て、ある程度絞って第二次的にまた審査判断を行なうのがますます常識的なやり方かなということです。今考えておるわけであります。

ういう皆さんのニーズが多くてこういうふうな問題になつたと聞かされております。ですから、これをより全国ベースという遠大な戦略としてやつ

○常松克安君 地域限定はされるんでしょうか。

区とか、あるいは全国ベースとか。申し込みは郵

便局とおしゃいましたけれども、地域限定指定はあるんでしょうか。

○政府委員(松野春樹君) 今回最初の施設が浦安

の地にでざるわけではありませんか 私どもの簡易保険・郵便年金の全国的事業のあれからいたしまし

て地域を限定しないで、各郵便局へそれぞれどの地域から出る出でこなつて皆等ですと、う二三で

埠場から車上にのり、「新都」へ向ひます。

ただ実際上は、場所が浦安ということでありますと、私ども今までの二くさやかな勉強では、

やはり関東近辺の方が一番多くなるであろうとい

うことは予測としては持つてございますが、第一
次申し込みの段階では、そこは余り、何といいま

すか排除条件、例えば関東地域以外はダメだとい

○常松克安君 と申し上げますのは、千葉県出身
うふうなことはとらないつもりでございます。

卷之三

ころが多いんです。ですから老婆心ながらお尋ねいたします。

○政府委員(松野春樹君) 御利用いただく方は、最初に入居一時金は既にちょうどだいしておるわけだと思いますから、したがいまして介護サービス請求権つきの賃貸のような形に相なるわけであります。この場合の連帯保証人は、したがいましてその面で一番典型的な例のよくある金銭トラブルといいますか、そういう面から見て実際にこの連帯保証人の責任の度合いがどうかということは別にいたしまして、一応民事上の連帯保証人ということに相なる、二名というふうに相なるというふうに考えております。

○常松克安君 なるんですね。これがまた大変なんですがな。

入居時において医者の診断により重大な疾患がなくという、重大な疾患とは何と何と何の病気を指すんですか。

○政府委員(松野春樹君) 医学的に申し上げますとなかなかこれ、私も手に負えない内容だろうと思いまして、おしゃりを受けるかもしれません、が、一応身の回りの世話ができるかできないかと、いうことを物差しにしたいという考え方でござります。

○常松克安君 その表現はよくのみ込めるんですけれども、医者の診断によりといふなら、健康診断を添えてということになるんでしょうか。ここが一つの隘路になってくると思うんです。ということは、一応限定している資格は六十五歳以上でしょ。六十五歳以上で、一病災の時代ですよ、今、六十五でびんびんして百メートル二十三秒で走るそんな健康な人をつて望んだつてそれは無理です。何か神経痛やとかリューマチやとか何やといふものはお持ちでしょう。身の回りとおしゃりましたけれども、このとくに既に重大な疾患というのは、成人病に基づくとかこういうふうなことの非常に限定したものでないと、せっかくの会員の皆さんに及ぼされる恩恵というのがマッチしてこないじやないだらう

か、それで心配してちょっと老婆心ながら。もうと極端に言うと、つづいて入ってくる人はもうみんなあきませんのやと。そんなもう、奥さんが元気で届けに来て、御主人が高血圧でつづいてこないして来られた、後でわかった。これあなたがほんとうにどうかとお尋ね

といふことはいいですが、後になって会員の皆さんから、何や、あの人特別に入居したのと違うか、あのは政治家の縁故によって紹介を受けて入居したのじゃないかと、いろいろなことがあります。この風評というものの、世間のうわさは怖いものです。そういうことをどうか公平にして、会員をベースにしてこの権利に参加できるよう形にしていただかなればならない。これと

いうのも入居基準が明確にならないからうかが。この辺のところをお願いしたい。

介護で、倒れたときおむづ代はどうされますか。

○政府委員(松野春樹君) そのほかにもいろいろケースがあるうと思いますが、その場合のおむづ代は自己負担という形にならうかと思します。○常松克安君 まあ細かいことは全部これで通り過ぎますけれども、ただノーハウの中で一つ、管理制度なすつていかれる立場で覚えていただきたいのは、そうなつてほかの病院に転送する場合が出てきます。そのときにみんな難波して困りますのは、どのような特養にしても老人中間施設にいたしましても、市町村の福祉事務所の窓口で審査を受けて、受けたのが決済を受けてこそ入居を許可

予算是出しますじゃない。年間で縛つてしまつてます。縛つてしまつてあります。このことにおいて総合的な戦略を、大臣はどのように基本的にはベースを定めています。もちろん金がないで行政でトラブルの場合が非常にあるんでございます、現実。

非常にこんなところで論議するに値しないとおっしゃるかされませんが、せっかくやつていただき赤字にならないようにスムーズにいくように書き方の基準は非常に難しい。御苦労かけますが、ひとつ頑張つていただきたい、局長。いいことほんといいんですけど、後になって会員の皆さんから、何や、あの人特別に入居したのと違うか、あのは政治家の縁故によって紹介を受けて入居したのじゃないかと、いろいろなことがあります。この風評というものの、世間のうわさは怖いものです。そういうことをどうか公平にして、会員をベースにしてこの権利に参加できるよう形にしていただかなればならない。これと

いうのも入居基準が明確にならないからうかが。この辺のところをお願いしたい。

介護で、倒れたときおむづ代はどうされますか。

○政府委員(松野春樹君) そのほかにもいろいろケースがあるうと思いますが、その場合のおむづ代は自己負担という形にならうかと思します。○常松克安君 まあ細かいことは全部これで通り過ぎますけれども、ただノーハウの中で一つ、管理制度なすつていかれる立場で覚えていただきたいのは、そうなつてほかの病院に転送する場合が出てきます。そのときにみんな難波して困りますのは、どのような特養にしても老人中間施設にいたしましても、市町村の福祉事務所の窓口で審査を受けて、受けたのが決済を受けてこそ入居を許可

つてまいったります。このことにおいて総合的な戦略を、大臣はどのように基本的にはベースを定めています。もちろん金がないで行政でトラブルの場合が非常にあるんでございます、現実。

○国務大臣(深谷隆司君) 金融の自由化、国際化競争の一層の激化をもたらすものと予測されますが、保険とか年金サービスの最大の特色を考えまつたといつたために、こういふノーハウの意見もあったということを頭の隅で結構でございますから存念をしていただきまして、またこれをより多く全国ベースに広めていただくよう御尽力を思うんですが、大臣、いかがございましょうか。

○国務大臣(深谷隆司君) 常松委員の御指摘、一つ一つ全くもつともだとうなずきながら、またい勉強させていただきました。

確かに私たち素人でございまして、厚生省のかわりを今まで私自身も体験していかつたものでありますから、言われた一つ一つの難しさというのは非常によくわかるような気がいたします。今の介護と一口に書きましても、自分で自分のことができる人たち、あるいは一部介助しなきゃならない人、全面的に介助しなきゃならない人、しかもそれは入居時だけではなくして入居後に起つてくるさまざまな問題、ことごとくあらゆる検討の対象にして準備をしなければならないといふこと、つくづくよくわかつた次第であります。

担当の局長以下、我々も含めましてしっかり勉強して、せっかく初めてのケースでござりますから、そういう意味では資金運用制度の改善あるいは効率的な運用に一層努めていかなければなりませんと加入者に還元することも不可能でございませんと加入者に還元することも不可能でございません。

○常松克安君 先輩先生方からも既に午前、午後を通して運用拡大ということのお話がございました。私は発想をがらりと変えまして、四十六兆に対する六、三、一の割り振り、この公共用の六を自主運用にする、三を公共にする、これはできませんか。

○政府委員(松野春樹君) 公共運用の額をどうするか、財投機関への融資の額をどうするかという問題は、毎年毎年実は年末の予算折衝時に私どもと関係当局でもいろいろ打ち合わせのあるところでございます。その上で郵政大臣が決める事項ではありませんけれども、やはり簡易保険の場合、運用法等の目的もありますように、公共的な観点でございます。その上で郵政大臣が決める事項ではありませんけれども、やはり簡易保険の場合、運用法等の目的もありますように、公共的な観点でございます。その上で郵政大臣が決める事項で

り、需要を見ての上での話であります。しかし、地方公

共団体あるいは財投関係等につきましてはできる限り御融資は申し上げたいということではあります。が、ただその中で加入者の皆さん方に有利な配当等を還元しなきやいかぬということが、これが実は事業の一番本質的な問題でございまして、気持ちはちとしては、六対三を逆転するかどうかと、うことにはこれはならないと思思いますけれども、しかし先生御指摘のように一生懸命有利運用の拡大をやることにつきましてはこれからも鋭意努力してまいりたいという気持ちでございます。

○常松克安君 おしかりを受けたことを、何を幼稚なばかなことを言つてゐるんだとおつしやられることを存じた上で申し上げております。でありますから最初から、これは私たち一人一人の会員の私財を投じたお金ですよとこう申し上げています。それを、公共にどう使う、こう使う、国レベル、法律の枠。じゃその規制がいつもひつかかっているのは何か、お尋ねいたします。

三事業について、税金払うとらぬ、日銀にも積んどらぬ、保険も掛けてない、印紙税も払うとらぬ、親方日の丸の事業しるんぢやないか、それまだ自主運用をぶちぶち言ふうどるのかといふうちまたの一部の意見もあるそうでございますが、じゃ簡保と年金合わせて税金を払つた試算はどうだけになるんですか。

○政府委員(松野春樹君) 端的にお答えいたしまして、実は簡保として税金の試算はしたことがないません。

この理由ということでありますけれども、国営非営利の事業ということでいろいろな制約を受けおりまして、税制面だけ民間並みにして比較するということが、従来の経験ですと余り必要がなかつたといいますか、余り適切でもなからうといふふうなことでございまして税金の試算はしていないわけであります。

ただ、もしも税金を払うようになればという前提で、試算した数字は持つておりませんけれども、例えば平成元年度の剩余金が簡易保険で約九千億発生している。これは当然配当金に回すわけ

でありますけれども、もしも税金を払うようになれば、税金にもいろいろな種類、恐らく法人税から始まりまして固定資産税その他いろいろございますが、これは先ほど申し上げました剩余金がそのまま減少することは間違いないところであります。税金を払った上でなおかつ同一水準の剩余の発生を維持しようと思えば、資金運用面でも相当程度見直しをいたしませんとこれは持ちこたえられないということにならうかと思います。

○常松克安君 持ちこたえられないということは、破産するんでしょうか。

○政府委員(松野春樹君) 言葉が足りませんで失礼しました。

平成元年度の剩余金は約九千億発生してこれを各契約の配当金にお回しましたと申し上げましたけれども、この水準を維持できないという意味でござります。

○常松克安君 ジヤ、立場を今度がらうと変えました。公共の運用について、資金の運用をしていく地元の事業団ですね。今度は公共に、大蔵省、国直結の貸し付け、二つあると思うんですが、これは間違いないでしようか。

○政府委員(松野春樹君) 例えれば地方公共団体に長期間、短期間わざ融資するという場合に、簡易保険の場合にはこれは制度創設以来私ども自主運用で、郵政大臣の決定で行いますので、これは郵政省、大臣のルートで行きます。それから、自治省がもちろんタッチしますけれども、財投の方から直接お回しするケースもあります。

その間の調整でありますけれども、やはり一義的には、地方自治体から希望が出てまいります。その内容等も勘案した上でどこが融資を行ふのにふさわしいかというふうな話し合いというものは、これは毎年行われておられますけれども、その上で先生おつしやいますように融資の仕方が分かれています。

○常松克安君 では角度を変えて申し上げます

が、簡保にしても年金にいたしましても皆さんの御尽力で利子はふえていきます。ふえていきます

と、これは法律で六%とか七%と限定して、それ以上の剩余金が出たら事業団の方へ吸い取られてしまって六%だけは会員の方へ還元、こういつてしまつて六%だけは会員の方へ還元、こういうふうになっているんでしょうか。ちょっとそ
の辺、私はど素人なのですからお教えください。

○政府委員(松野春樹君) 剩余金の出方は、それはいろいろ私どもの運用努力の結果いかんということもありますし、そのときの経済情勢等に大分影響される面もございます。毎年毎年決算を行いまして、お客様に対して幾ら配当として各契約に分配できるかということを毎年度やっておるわけでございます。

今御指摘のように、その際に例えれば剩余金がいつもよりも少し多くなった、したがつてどこかで基準をもつて切つて、ある一定以内の配当をしようと、いうふうな考えは毛頭ございません。したがつて、年度によつて発生します剩余金、その剩余金を分配する配当金の額は経営努力によって違つてくることは間違いないところでございます。

○常松克安君 どうかひとつ、一千万、一億、十億という資金、そのベースは一人が一萬ずつで一千人おつて一千万、こういうのが皆さんのお仕事ですから、非常に細かい、そして二万四千カ所の全国ネットワークで地域の皆さんと一緒になつて拡大する、あるいはこういうふうな福祉の問題にまで取り組むような、そういう事業に携わつていただけることを了として、なお一層の御尽力をしていただきますことを意見として付しておきます。

いま一つ、こういう考え方方はやっぱりだめなんでしょうか。例えればあと二十年で二十年掛けた簡保が来ます。楽しみにして待つておるんですけど、幾らになつておるかと思いまして。ところが、満期になつたらすぐもらわないのでそれをそのまま置いておいてまた五年先でも十年先でもいいよといふふうなことの制度化というものは何とかならないでしょか。

○政府委員(松野春樹君) 今、先生お示しの事例のまままで継続して、という商品は簡易保険は持つておりません。貯金の場合にはこれはあり得る話でございます。

それから私どもの場合、これはいろいろ運用関係等の事情もあるわけでござりますけれども、例えば養老保険のような場合にいわゆる五年物等は先ほど來の御質疑でもおわかりのとおり、なかなか運用利回りが、民保では一時間問題になつたケースもありますが、例の一時払い養老といいますか、五年物というふうなことでございましたけれども、もしそのことを念頭に置いてのお尋ねでありますと、今、一時払い五年養老という商品は私もは扱つておらないというお答えになります。

今御指摘のように、その際に例えれば剩余金がいつもよりも少し多くなった、したがつてどこかで基準をもつて切つて、ある一定以内の配当をしようと、いうふうな考えは毛頭ございません。したがつて、年度によつて発生します剩余金、その剩余金を分配する配当金の額は経営努力によって違つてくることは間違いないところでございます。

○常松克安君 どうかひとつ、一千万、一億、十億という資金、そのベースは一人が一萬ずつで一千人おつて一千万、こういうのが皆さんのお仕事ですから、非常に細かい、そして二万四千カ所の全国ネットワークで地域の皆さんと一緒になつて拡大する、あるいはこういうふうな福祉の問題にまで取り組むような、そういう事業に携わつていただけることを了として、なお一層の御尽力をしていただきますことを意見として付しておきます。

郵便局の本局を町の裏方に建てるんぢやなくて、東京駅の前にどんと大きなものを、皆金融関係は建てておるんですけど、それぐらい、この六千六百万人の方々の信頼できるようなものをどうかひとつ。いろいろ限られた中でサービス、商品を探し勘案していらっしゃるけれども、一番問題なのは青壯年の二十数%の加入率、それは悪いはずです。スピードがないんです、皆さんのお考えになる商品にスピード感が。二十代、三十代の人三十年、五十年先を、これはなかなかかみ込まぬのですわ。

あるいはまた、営々としてそうして蓄積したものが、あるならば、厚生年金のよう、六十でも八十人もあると十年間いろんなものがあるからいいよ万の場合は十八万九千円となりますよと、こういふふうな一つのアイデアのものはやはり戦略とし

て、大臣がおっしゃるよう、これから金利自由化という問題を控えて本当にニーズに合つたそういうふうなものを考え方を合わせていただきかなきならないんじやないだろか、こういうふうに考えて総体的に申し上げました。締めくくりとして大臣に一言御答弁いただければと思います。

○國務大臣(深谷隆司君) 私たちがやっておりましのは、民間と立場も構えもことごとく異なるわけであります。しかし、民間のニーズにこたえていくという点からいえば、民間が鋭意努力しているようなその努力をむしろ超えるぐらいの配慮が必要ではないかと思います。そういう意味では、本日、先生御指摘の諸問題、大変大事な御提言と受けとめてしっかりと頑張っていきたいと思つております。

○常松克安君 質問を終わります。

○山中郁子君 初めに簡保法の一部改正に関連をして伺いますが、一昨年の五月十七日の当委員会で質問いたしました法人契約のあり方について再度解説をしたいと思います。

一昨年の委員会で私は一つのケースとして、從業員が死亡すると保険金が遺族へ行く、そして生存して満期を迎えると保険金が会社へ行くというケースで、保険金の二分の一は損金として非課税になるし、企業にとっての節税効果が大きい。従業員にとっては逆に限度額の制限や加入年齢の不利益を生ずる問題があるという点を指摘いたしました。この点についてこの際明らかにしておきたいということで伺いたいのですけれども、法人契約の契約の形態としては三種類ありますね。

一つは、死亡した場合に遺族に行く、そして生存のまま満期を迎れば本人が受け取る。それから二番目には、死亡した場合に遺族に行って、生存のまま満期を迎れば会社が受け取る。それから三番目に、死亡しても生存のまま満期になつても会社が受け取る、この三つの形だと思いますが、一昨年のときにも実際の契約の状況がどうなつているのかお伺いしましたら、あなた方はそういふことは調べてないという御返事で、私はそん

なことを調べてないはずがないということでお答えください。

それは具体的に、全体の法人契約の中で今言つた三つのパターン、三つの形態がそれぞれ何%ですか。実際にはほとんど二番目のケースが圧倒的に占めていると思うんですけども、そこをちょっと教えていただきたい。

○政府委員(松野春樹君)

法人契約の平成二年三

月末現在の保有契約でございますが、全体で約七十六万件でございます。これは全契約の保有契約

件数が約六千六百万件でありますから、ちょうど

その一・一五%を占めております。

そこで、この法人契約、約七十六万件の内訳で

あります。契約形態別の中でも、保険金の受け取

り人が満期の場合に法人、それから死亡された場

合に従業員の遺族という一分の一損金形態のものにつきましては、七十六万件のうちの四十七万六

千件でございます。

○山中郁子君 何パーセントになりますか。

○政府委員(松野春樹君)

何パーセント

になりますか。

○山中郁子君 何パーセントになりますか。

る。大企業優遇と私たちはよく言いますけれども、企業優遇税制なんだということの、はしなくもそれが端的に示されていると思いますが、郵政省の態度がやはり問題だと思うのです。そういうことが問題になつたら即刻この局で、ああいうことがいわゆるトラブルとして起つたのは運が悪かったんだ。気にしないでぱりぱりやってくれと、そういうことを責任者、つまり保険課長だと思いますが、保険課長が朝礼でしゃべつてハッペをかけている、こういう事実があるんですね。ですから私はここでちょっと郵政省にお伺いしたいのは、今後もこういうような節税をセールスポイントにして法人加入のセールスをするつもりなのが、そのところを伺つておきたいと思いま

「 というふうな御選択をなさるわけでありまして、節税ということを、先ほど先生が御事例に挙げましたような何か税務署の方のもし言われるようなことのみを表に出しての保険のセールスということはこれは好ましいことではないということは念頭に置きながらも、いろいろ話法等の工夫をしながら積極的に、今まで職域に簡易保険はなかなか飛び込めなかつたわけですから、ひとつ勇気をして職場の中にもセールスマンは入っていってくださいという点は、私はやはり今後も指導していかなければいかぬだろうと思つております。 ○山中郁子君 その程度のものでないの私は問題にしているんです。私は今、法人加入の問題を根本的にどうしろというふうなことを申し上げてゐるわけではなくて、それはまた別な問題になりますけれども、さつき申し上げましたようにここで「法人税が軽減できます」、「会社の資産をつくることができます」、「含み資産をつくることができます」、「財テク的魅力があります」、「資産の非固定化を図ることができます」、「退職引当預金としての効果があります」、「24時間保障です」、こういうことをあなた方はこんなにも大きな活字で印刷してパンフレットをつくつて、それでこれをセールスの人たち、つまり職員に持たせて、それ必要とするにハッパをかけているわけです。職域でも勇気を持って仕事に入れなんて、そんなものじゃないんですよ。

目標に対してどのくらいノルマが達成できたかといつて年じゅうハッパをかけているわけでしよう。そういうことが節度を逸しているということを私は一つは申し上げたいと同時に、それが郵政省の法人加入の簡保自体に対するやはり基本的な疑問を生み出していくことにもつながるし、また職員の人たちへの非常にあるべきでないノルマの強要、そういうものを引き起こしていくということを私は申し上げているので、この点はもちろん今、これからまたさらに頑張るよという御答弁ではなくて、考えるべきことは考えるという御答弁で

であつたと私は受けとめますけれども、実態をよく見据えた上で、その程度のなまやさしい状態でないんだということをもう一度はつきり確認というか見きわめていただきたいと思います。

それから、この法人加入の場合、従業員の健康状態の告知はどうなっているのか、どうして扱つていらっしゃるのかということを伺つておきたいのです。つまり、實際は従業員一人一人に聞いて健康状態を確認するということではないと思います。そうしますと、場合によつて本人の告知義務違反などというようなことが問題になるようなケースが出てくるわけです。つまり、死亡された場合に、病気であったというようなことが後でわかつた場合のことですけれども、それらのことについてはどのように扱つておられるか伺います。

○政府委員(松野春樹君) これは生命保険に共通することになりますけれども、ある程度以上体の弱い方あるいは病気の方は加入できないこととしております。したがつて、契約の申し込みの受理に当たりまして被保険者の健康状態を把握する必要があるわけであります。

そこで、簡易保険でございますが、告知とそれから面接観査の二つの方法によりまして被保険者の健康状態を把握し、契約締結の可否の判断資料としております。この告知と申しますのは被保険者や保険契約者から被保険者の健康状態を申告してもらうものでありますて、被保険者の健康状態ということになりますと本人や保険契約者が一番よく知つていることから、生命保険では一般に行われております。それから面接観査でござりますが、これは外観から被保険者の体の状態を観察してその健康状態を判断するものでございます。民間保険の場合で、一定の保険金額以上の契約につきましては医師による身体検査等を行つておりますけれども、簡易保険の場合では簡単な取り扱いをしますために医者による診査を行わず面接観査によることとしております。

次に、改正法の八十二条二項で、年金の二分の一は差し押さえの対象になるし、また国税滞納処分の差し押さえ対象となる、つまり最大限で年金は一〇〇%差し押さえの対象になるというふうに読み取れます。年金は生活の基礎になるわけで、特にお年寄りは当然ですが、この規定がなぜ入ったのか、そこもちょっと伺っておきたいと思います。

○政府委員(松野春樹君) 実はこの差し押さえ關係は、簡易保険あるいはそれを取り巻く類似のいろいろな年金その他につきまして從来から相当まあまちの規定ぶりになつておるようでござります。

〔理事松前達郎君退席、委員長着席〕

この郵便年金の年金を受け取るべき権利といふのは、大正十五年の制度創設以来、その一部については差し押さえができないとされておりました。この考え方の基本でございますが、郵便年金の制度創設時には公的年金制度がまだ未整備でありまして、差し押さえ禁止とすることによりましてこの郵便年金の利用者の最低生活の保護を図つたといふ経緯があるようでございます。これが現在引き継がれてまいつておりますが、しかし現在の郵便年金の場合には、公的年金制度の整備も進んでまいつたこともございまが、この公的年金制度の給付にいわば上乗せして年金を確保するためのものといふように、この大正十五年当時とは少し性格も変わつてきております。

ところで、国民年金でありますとか厚生年金等の公的年金制度によります場合も、国税滞納処分による差し押さえにつきましてはこれを認められておるわけです。また、民間年保の年金につきましてはこれは何ら差し押さえのものについての制約がない現状であります。こうしたことから、かねてから実は政府内部ではここ数年来いろいろな議論を私どもやつてまいってきたわけでありますけれども、この郵便年金を簡易保険に統合するに当たりましてこの禁止範囲の見直しを行い、公

的年金制度と同様に国税滞納処分による差し押さえにつきましてはこれを認めたことにした、しか

し基本は、二分の一といふ従来の基本は生かすと

いう形にしたわけでございます。

ただ、この差し押さえ禁止範囲の見直しにつきましては適用は新規契約から行うこととしておりまして、既存の郵便年金につきましては従来どおりの差し押さえ禁止範囲となるよう、経過措置を附則第八条第十一項で設けております。

以上でございます。

○山中郁子君 まあ大蔵省に押し切られたという

ことかどうかわかりませんけれども、公的年金の実態が水準がどうであるかということは、私が今

ここで講説するまでもないと思います。それからまた、法制定当時と現在と単にお金だけ比べて大丈夫だみたいな話を本気でおっしゃつているとす

ればこれはとんでもない話であつて、いわゆる生

活水準の発展といふことはそれはもうあらゆる部

門で、昔と単純に比較してこれだけよくなつてい

るじゃないか、だから今度は差し押さえの対象に

していいんだなんていふ理屈が通るはずもないと

いうことは十分御承知のところだと思います。い

ずれにしても、加入者保護という観点をあなた方

がきちんと押さえて守るべきものは断固として守

る、大蔵省に對してもどこに對しても。そういう

ことが肝心なことだということを申し上げておき

ます。

次に簡易保険郵便年金福祉事業団法の一部改

正、つまり有料老人ホームの設立の問題で若干伺

います。これは既に多くの方が質疑をされていま

すので、私はちょっと確認だけしたいことを重点

的に伺います。

もともと法の十九条一号は、「老人福祉施設、

診療施設、保養施設その他の施設で政令で定める

ものの設置及び運営を行うこと」となつていま

すね。ここに有料老人ホームが入るわけですけれ

ども、これが民間委託の形態を伴つてここに入る

といふ形になると思いますが、民間委託がほかの

部門、つまり診療施設、保養施設などに波及する

というか拡大するといふことが考えられているのかどうか。

○政府委員(松野春樹君) 現時点では私どもが考えていますのは、この介護事業、介護機能を持つた年金ホームといふことに限定させております。

これは政令でもつてそういうふうに決められておりまして、既存の郵便年金につきましては従来どおりの差し押さえ禁止範囲となるよう、経過措置を

ましても時代の変化とともにその必要があるは

出でてくるかもしませんが、今ここで一概に、私どもの同じような福祉施設であります例えば総合

健診センターあるいは診療所、保養センターその他のケースにつきまして同じような形での何とい

ますか網を張るということは考えておりませ

ん。

○山中郁子君 将来はやるかもしれない、広げる

かもしれませんといふうことなんですか。それ

とも将来も、将来というか、絶対やらないよと

いうことをあなたに言えと私は言つてゐるわけじ

やしないだけれども、民間委託ということ自体は

問題があるんですよ。それよりもと前に、私ど

もは本来こういうお年寄りの老後の保障といふ

うことについては國が責務を負つてやるべきで

あるという立場をとつております。しかし、國の

貧困な福祉政策の結果の今の状況としてこ

うしたことが提起されていることについて理解す

るという立場から私どももあえてこの法案に反対

する立場ではありますけれども、今局長の御答

弁のようにさらず民間委託も広げていくんだみた

いなことがあるとそろそろはいい顔してもられない

ませんので、そこははつきりしていただきたい。

○政府委員(松野春樹君) 少し説明が舌足らずだ

ったかもしれません、現在ある保養センター等

の場合におきましても、例えば清掃等ありますと

かそれから食堂でありますとか、やはり専門分野

で委託が好ましいといふような場合には部分的な

委託が……

○山中郁子君 このパターンと言つておるんで

○政府委員(松野春樹君) それで今回の浦安の加入者ホームであります、これはむしろ今の介護機能というもののものが大変なソフトあるいはノーハウであります、この専門的なノーハウを持っておらない事業団が民間と提携するということに意味があるわけであります。したがいま

すが、これはあり得るかもしれないという意味で申し上げておるわけでございます。

○山中郁子君 必要なことを答弁なさらない方が、郵政省はそうなんだけれども、必要以上のことを答弁なさつてはいるというのも珍しいことだと思つてますが、私が伺つたのは、現在、法ではこれが「老人福祉施設、診療施設、保養施設その他の施設」で云々と書かれている、それで診療施設、保養施設などに今度のケースのような民間委託を拡大するつもりがあるのかということを伺つたのであって、それはないのですねといふことで確認していただければよろしいんです。

○政府委員(松野春樹君) 現時点では考えておりません。

○山中郁子君 与えられた時間がなくなりますので、最後に積立金の運用に関する法律の一部改正についてお伺いいたします。

簡易保険、郵便年金の積立金の運用について

は、この法律の目的として第一条に「公共の利益

になるように運用すること」とうたわれ、また

「事業の経営を健全ならしめる」としていま

す。今回の法改正は、國民の利益に直接役立つとい

う運用の仕方でなく金融市場の整備のためといふ

ことがその動機になつて。これは直接には、債

券貸借市場において証券会社や銀行など金融機関の投機的行為に役立つようにするものであるとい

うことは明白だと思います。

現在こうした投機的行為自体が日本の経済をゆがめてそして土地問題など国民生活の困難をつくり出していることは、私が今指摘するまでもない、多くの方の見方が一致するところだと思います。こういう性格を持つ方面への適用の拡大についてはおのずと限度があるというように私は考えていますし、今までのコンセンサスもそういうものとして進められてきたはずであります。つまり一定の筋道が必要である。今回二つ去勢による

いうことで、冒頭申し上げましたように、いろいろ
ろこの三原則それぞれ、中には相矛盾するようない
意味合いをとれるケースもあるうかと思ひますけ
れども、私は今回の債券の貸し付けにつきまして
はこの私どもの運用三原則につきまして充足して
おるのではないかというふうに理解しております。
す。

いう実態のように私は受けとめているところでございます。そういう実態の上に立つて、このように加入率が低くなっているということの理由を、先ほどの委員の方からも若干出ておりましたけれども、郵政省としてどのように分析をされていらっしゃるのか再度お聞かせ願つておきたい、このように思ひます。

それから民間生保、それからもう一つ農協共済が保険の分野で大きな地位を占めておりますが、この中での簡易保険のシェアを保有契約件数で見まいりますと、元年の数字では三三・八%でござります。六十三年に比較して〇・一%をちょっと上がっておりますけれども、実際は五十年以降のデータを見ますとやはり漸減的に下がってきており

○政府委員(松野春樹君) これは先生御承知のように、私どものこの法律におきまして簡易保険の公共の福祉に貢献するという点は明記されておるわけでござります。私どもの運用に当たりましてもいわゆる運用三原則といふことで、たびたび申し上げておりますが、確実かつ有利、公共の利益というふうな三原則をうたつておるわけであります。

○足立良平君 最後の質問者になつたわけでござりますが、私はかの委員会ともかけ持ちでちょっと席を外しておりましたので、ひょっといたしましてすと質問が前の皆さん方の質問とダブるケースがあるのかもしれません、その点ひとつよろしくお願いをしておきたい、このように思います。

第一点目でござりますけれども、生命保険業界、一般の民間を含めた生命保険業界の中での簡保の位置づけというもののについてまずお聞きをいたしたい、このようにも思つたわけであります。

これはもう私が今さら申し上げるまでもなく、この簡易生命保険事業が発足をいたしましたそもそもの経過は、民間の役割といふものに対し簡単保事業というものが、いわゆる大衆のためといふ

は、そのように生保とそれから簡保というもののある面におきましてはシニア争いといいますか競争というものが、今、大変激しい状況になつてきている。今回の法改正に伴う生涯保障保険といふのもまさにその一例だらうといふうに私は受け取るわけであります。そうなつてまいりますと、ある面におきまして、普通の状態でありますとますます民間企業に簡保の状況といふのは侵食される、言葉をかえれば簡保の状況というのはどんどんシニアを狹めていく、こういう状況に相なるわけであります。そういう面からいたしまして簡保としても積極的に拡大をしていかなきやならない、こういう必要性に迫られることもこれまで私たちは事実であろう、このようにも思うわけでござります。

また、私どもの局で実施いたしました市場調査の結果によりますと、やはり簡易保険は民間生保に比較いたしまして、これは御指摘のとおりでございますが、都市部あるいはサラリーマンあるいは青壯年層の加入率が低くなっています。これは私どもの体質的な弱点になつてございます。このいろいろな理由があるわけでありますから、簡易保険の場合はやはり全国あまく普及を図るという立場がござります。したがいまして全国くまなく郵便局を店舗として配置しておるわけでありますけれども、都市部問題等につきましては、やはり民間生保は都市部重視型の店舗配置を行つておるというふうなこともあります。また、私どもの営業活動が從来から家庭訪問を中心であるというふうなこともあるいは理由とし

私、これは実はいろいろ濃淡、濃い淡いという問題はあるかと思ひますけれども、今回のこのケースの場合、例えば確実性という面からいきましても、これは先ほども御質問がありまして御説明申し上げましたが、やはり債券の貸付対象機関を金融機関等安全性の観点から問題のない法人に限つて行うという点で御理解いただけたるであらうと思います。それからまた、この債券の貸借市場、昨年の五月に整備されました市場でありますけれども、やはり安定的な債券の供給者として参入することによりましてこの市場の育成発展に貢献するという意味では、先ほど先生からは御指摘を受りましたが、公共の利益にもかなうものであらうというふうに理解しております。

それから有利性につきましては、これは私どものいわば保管しておる国債を再活用するというふうなぐあいでありますのでこれは有利性であると

ますか、社会福祉政策的なそういうバックグラウンドを補完していく、そういう観点でこの簡保事業がスタートいたしているわけでございますけれども、現在そういうふうな民間の生保というもののとそして簡保というものの持ついわゆる役割あるいは対象というもの、これはそもそもスタートのときには違つていたというふうに私は理解をしておりますが、今日の民間における生保の状況というのを見ますと、当初簡保がねらっていたような大衆化あるいはすべての国民を対象にするという、その領域をどんどん広げてきているというふうに私は思えてならないわけござります。そういう面から簡保のシェアというのも年々低下をしてきているという実績もあるようでございまして、そういう面で、都市部あるいはまたサラリーマン層とか青年層とか、そういうところが特に顕著にずっとシェアが落ち込んできていると

さいます。そうしますと、今議論も出ておりましたけれども、民間との競争というのは大変に激烈になつてくる。そうするとそれにたえ得る体制といふもの、後ほど少し触れたいと思いますけれども、民間の状況というのはシェアを拡大していくために大変いろんな条件をつくつてもう懸命に今努力しておりますから、その競争にたえ得る体制といふものは本当につくることができるのかどうなのか、ということにつきましてお聞かせを願いたいと思ひます。

○政府委員(松野春樹君) 最初にシェアにつきまして御説明申し上げます。

先生の御指摘で、例えば都市部であるとか青壮年層の加入率が低いというふうな御指摘がございました。おっしゃるとおりの状況でありますから、ちょっと数字を申し上げますと、今、簡易保険、

中心であるというふうなこともあるいは理由として挙げられるかもしだいというふうに分析しております。

そこで、現状あるいはこれから近い将来起くる競争、あるいはシェア競争等の問題であります。が、私、現在感じておりますのは、やはり金利の自由化、金融の自由化等に伴いまして業界間の垣根が非常にあいまいになりつつある。これはもちろん悪いことではなくいいことであろうとは思いますが、保険業界におけるその一つの動きとして典型的な例が一つございます。私ども、よく生保対簡保などということで、あるいは農協共済ということでいろいろこうやって比較してきたわけです。が、今日、例えば損害保険業界の新契約状況を見てもいりますと、四割以上が実は積立型の、いわばある一定の事柄が起きなければ満期的にお返しするというふうな商品でございまして、したがつ

さいます。そうしますと、今議論も出ておりましたけれども、民間との競争というものは大変に激烈になつてくる。そうするとそれにたえ得る体制といふもの、後ほど少し触れたいと思いますけれども、民間の状況というものはシェアを拡大していくために大変いろんな条件をつくつてもう懸命に今努力しておりますから、その競争にたえ得る体制といふものは本当につくることができるのかどうなのか、ということにつきましてお聞かせを願いたいと思ひます。

○政府委員(松野春樹君) 最初にシェアにつきまして御説明申し上げます。

中心であるというふうなこともあるいは理由として挙げられるかもしれないというふうに分析しております。

そこで、現状あるいはこれから近い将来起こる競争、あるいはシェア競争等の問題であります。が、私、現在感じておりますのは、やはり金利の自由化、金融の自由化等に伴いまして業界間の垣根が非常にあいまいになりつつある。これはもちろん悪いことではなくいいことであろうとは思いますが、保険業界におけるその一つの動きとして典型的な例が一つございます。私ども、よく生保対簡保とということで、あるいは農協共済ということでいろいろいろいろこうやって比較してきたわけです

○政府委員(松野春樹君) 最初にシェアにつきまして御説明申し上げます。

保対簡保ということで、あるいは農協共済ということでいろいろこうやって比較してきたわけです

て、この競争という言葉を見た場合にやはり非常に様相が変わりつつあるという点も感じております。

ただ、私どもはやはり生命保険を中心にして、あるいは年金を中心とした事業でありますから、今後民間生保あるいは民間損保等との関係においても、共存共榮という言葉は大変古くて恐縮でござりますけれども、相補い相競いながら、やはり国民、利用者の方々のニーズにこたえてまへ

りたいという信念でもってこれからも騙んでいい」というふうに存じております。

郵政省はずっと唱えてこられていましたし、そういう面ではまさに三位一体ということが郵政省としても極めて有利な条件だろうというふうに思います。これは同時に、先ほど常松委員との議論の中にも出ていたかと思いますけれども、法人税であるとかその他のこの事業についてのいわゆる有利な点ということもあるわけでありまして、民間の保険との公正な競争条件というものは確保されいないのではないか、このような意見も巷間多く出していることは事実だろう、このように思います。したがつてそういう面からすると、今局長の答弁がありましたように、私もやはり民間の保険の補完的な機能というものを果たしていくということが簡保の場合に必要なのではないかという立場をとっているわけでございますが、その上に立てて二つの点をお聞きしておきたいと思いますのは、簡保と民間生保との関係あるいはまたその違いについて郵政省としてどのようにお考えになっているのかということがまず一つ目、そして二つ目に、そのことを踏まえまして今後簡保事業とい

うものなどのように運営されていこうとしているのか、この点につきましてお聞かせを願いたいと思います。

○政府委員(松野春樹君) 前段につきまして私は申し上げて、後段の御質問は幅の広い御指摘でござりますので大臣からお願ひしたいと思ひます。
簡保と民保との違いでありますけれども、制度面の違いでありますけれども、やはり簡易保険の一番の特徴でありますのは非営利の国営事業である、非営利であるということが第一であります。それから、御指摘のありましたように郵便局を通じまして簡易に利用できるということをもござります。また、これは制度創設以来であります。が、無審査保険といふ領域に限つておるというところでございます。国営事業でありますことからいろいろサービス内容等の基本的事項につきましては法律で定められております。
一方、運用面では、資金運用につきまして地方還元を初めとして公共的運用を重視しておるという点が一つ。それから加入者福祉施設を全国展開しておるということも事実であります。これは違う点ということで申し上げると、やはり限度額等の運用規制、運用範囲あるいは商品の限度額という問題もあるわけであります。やはり双方いうものが法律の中で基本的事項として置かれておるというふうな点があろうかと思ひます。
したがいまして、先ほどいろいろ御指摘いたしましたけれども、私ども、税金を払う払わないという問題もあるわけであります。やはり双方の面あるいはマイナスの面、いろいろな要素が比較しますとあるようでございます。
○國務大臣(深谷隆司君) 高齢化社会の進展に伴つて豊かで活力のある長寿社会を実現していくのは国民的な課題でございます。また、地域振興を推進して均衡のとれた国土全体の発展に寄与することも大事なことでありますので、そういう状況を考えますと、簡易保険・郵便年金事業の果たすべき役割は今後も一層大きくなってくるだらうと

簡保と民保との違いになりますと、やはり簡易保険の一番の特徴というのは非営利の国営事業である、非営利であるということが第一でありますて、それから、御指摘のありましたように郵便局を通じまして簡単に利用できるということもござります。また、これは制度創設以来でありますが、無審査保険という領域に限つておるというところでございます。国営事業でありますことからいろいろサービス内容等の基本的事項につきましては法律で定められております。

一方、運用面では、資金運用につきまして地方還元を初めとして公共的運用を重視しておるという点が一つ。それから加入者福祉施設を全国展開しておると、いうことも事実であります。これは違う点ということで申し上げると、やはり限度額等の運用規制、運用範囲あるいは商品の限度額といふものが法律の中で基本的事項として置かれておるというような点があらうかと思ひます。したがいまして、先ほどいろいろ御指摘いただ

きましたけれども、私ども、税金を払う払わないという問題もあるわけでありますが、やはり双方向といいますか、簡易保険の方から見てのプラスの面あるいはマイナスの面、いろいろな要素が比較しますとあるようございます。

は国民的な課題でござります。また、地域振興を推進して均衡のとれた国土全体の発展に寄与することも大事なことでありますので、そういう状況を考えますと、簡易保険・郵便年金事業の果たすべき役割は今後も一層大きくなつてくるだらうと

考えます。

民の期待にこたえられるような事業運営を行ってまいりたい、そう思つております。○足立良平君 今、大臣の方からそういう答弁をいただきましたけれども、そういう重要な意味を持つているという前提で第一点目にちょっとお聞きをいたしたわけですが、民間生保との競争というのはますます厳しくなっている、それにつたえ得る体制というのはどうなのかということはさらにもう少し詰めていかなければならぬ課題ではないか、このように思うわけでございます。そういう観点で、問題はこれは外務員の関係についてでございます。これはもう多分午前中の議論の中にも出ていたのではないかと思うわけでございますが、民間の場合の外務員は、ちょっとこれは私十分統計をとっておりませんからわかりませんが、外務員という仕事は大変に厳しい仕事のようでございまして、どんどん交代をしていくてあるという状況のようでございます。そういう厳しい状況であればあるほど、この外務員に対しても考えるわけでございまして、そういう面で今後の外務員に対するそういう待遇等の関係につきまして、それに対する配慮あるいはまた教育指導等について郵政省の考え方をお聞かせ願いたいと思ひます。

なきやならないといふようなことも伺うわけでござりますので、そういう観点を含めてお聞かせを願つておきたい、このように思います。

○政府委員(松野春樹君) 先生ただいま御指摘いたしましたとおり、なかなか外務員のセールスというものは、特に今日のように非常に金利選好の意識が利用者の方に高まつておる時期になればなりますほど、やはり非常に専門的な知識を要します。もちろん税務面も含めて、そのほかいろいろな金融情報等も含めまして大変な知識を要するわけであります。もちろん営業能力の開発講習会等を熱心に開催して能力向上に努めております。

もう一つは処遇の面でございますが、生命保険や個人年金の事業といいますのは、その対象となります需要というのが非常に潜在的でござります。よく私も笑い話として聞くのですが、窓口へ積極的に保険に入りたいと言つてこられる所、これはまことにいけないことかもしれません。が、一瞬やはり窓口担当者が身構えるという極端な笑い話があるぐらい非常に需要というものが潜在的な本質がございます。したがつて、これを表に出しまして契約申し込みへと導いていくための募集に当たる職員の大変旺盛な意欲でありますとか積極的な活動ということが、何よりも事業の中心的な柱になるわけでございます。

したがつて通常の給与だけではなかなか期待できないということで、これは労働組合との労働協約に基づいて決めておることであります。が、この募集意欲の喚起と技術の自己鍛磨等を意図いたしまして、募集実績に応じました手当、いわゆる募集手当と言つておりますが、これを支給する体制をとつてきております。

○足立良平君 私ちょっとと今お話を聞いていて、これは質問のあれを出していいのでひょっとして数字がなければ後ほどお聞かせを願いたいと思いますが、働いている人たちの立場から見ますと、今局長からお話をありましたような例えは募

集手当がもうすべての収入の中心になつてまいりますと、これは大変生活が不安定になりますし、本当に毎日の競争が大変な状況になつてくるといふことになるわけありますし、それから一方において固定給的なものだけを中心に賃金、待遇というものを考えていくと、これは今おっしゃいましたような潜在的なといいますか、本當言うたら余り入りたくないのをまあ何とかということでお得しなきやいかぬわけですから、相当外務員の皆さんの方の意欲というものが中心にならないとの種のやつは前へ進んでいかない。

こういうちよつと相矛盾した面が働いてる側と思つうんですが、そういう面からすると、この募集手当と固定給との関係といふのは大体どちらのウエートになつてゐるのか、ちょっとその辺のところをもしあればお聞かせ願いたいと思ひます。

○政府委員(松野春樹君) 最初に募集手当の若干の仕組みでございますけれども、これは私どもで特殊勤務手当という手当区分に該当しております。支給基準は先ほど申し上げましたとおり労働協約によつて定められております。新契約を成立させましたときに、もちろん当該契約を募集した職員に支給するわけでござりますが、この保険料だけを対象に一定の率を掛けたのでもぐあいが悪い、保険金額だけでもぐあいが悪い、ということで、保険料と保険金額それぞれに一定の率を乗じて算出した金額を支給するという基準をつくております。

そこで、お尋ねのどのぐらい支給されているのかといふ例であります。外務員一人当たりの手当の支給額ということで年間平均で申し上げますと、六十三年度の数字がございますが、六十三年三万円ということに相なつております。したがつて、私どもの場合には給与体系上やはり基本給といふものは保険でありますとか貯金でありますとか郵便でありますとかによつて殊さらに区別はし

ておりますので、基本給があくまでも中心でありますと、これは大変生活が不安定になりますし、本当に毎日の競争が大変な状況になつてくるといふことになりますが、今後の税制措置の拡充によるという形にならうかと思います。

○足立良平君 やつと関連しますけれども、えらい細かい話で申しわけないんですが、これはいわゆる基準外労働の賃金といふのは払った上で募集手当といふのはさらには支給している、こういふスタイルになつてゐるんでしょうか。

○政府委員(松野春樹君) お尋ねの点を例えれば超過勤務手当というふうなことで考えますと、これもありまして、これはこれでございます。

○足立良平君 ああ、そうですか。

○政府委員(松野春樹君) 基準外賃金は基準外賃金でございます。

○足立良平君 これは簡保と民間の生保と、いわゆる国と民間という事業体としては異なつておりますけれども、現実の現場へ参りますと、ある面においては民間とか国とかということは全く関係なく競争をやっていくということになるわけでありますから、そういう面では外務員の人の待遇といふものもきちんとやることはやつていくといふ形をつくつてしまいませんと、私はモラールといふものが低下をしますと本来の事業の目的といふものは達成することはできない、こういうふうに考えておりますからただいまのような質問をさせていただいたわけでございます。

質問をちょっと移したいと思いますが、税制の関係についてでござりますけれども、個人年金の掛金の所得控除の限度額引き上げは平成二年度の場合に改正がされているわけでございます。

は若干、今の日米構造協議の問題等の関係も含めて、余り貯蓄性向を高め過ぎるという一方の問題点なきにしもあらずなのですが、これからは高齢化社会の本格的な到来を考えいくと、社会保障としてきちんとやつていくとともにこれは当然のことは保険でありますとか貯金でありますとか郵便でありますとかによつて殊さらに区別はし

にはいかない。こういう観点で、今後この保険あるいは年金税制の一層の充実といいますか、その点が必要なのではないか、このようにも考へるところでございますが、今後の税制措置の拡充について具体的な考え方、あるいはまた郵政省としてどういう考え方をお持ちになつておられるか、お聞かせを願つておきたいと思います。

○国務大臣(深谷隆司君) 足立先生御指摘のよう、長寿社会は今後いやむなしに進んでいくわけありますから、それに対応するためには国民の一人一人が自助努力をいたすことは当然であります、それをどう支援していくかという体制づくりというのは大変重要なってくるだろうというふうに思います。今回は、所得税は四月一日から五千円が五万円、来年の四月から地方税も三千五百円が三万五千円ということです。税の改正がなされたわけですが、これからもそういう意味で積極的に生命保険・個人年金税制の充実に努めなければならぬと考へております。

今度そういうわけで所得控除限度額の引き上げを行つたばかりでございまして、今直ちに具体的にどう考へているかということは申し上げられませんが、いずれにしても、これからは長寿社会を考えた場合に当然のことのように次の税制の改革も考へていかなきやならない、努力をしていきたいというふうにここは考へていいことだけ申し上げたいと思います。

○足立良平君 今の段階でそれ以上言えないのかかもしれません。

それは時間もございませんので、最後にもう一回だけお聞きをしておきたいと思います。

運用の関係についてでございますが、これはも

う既に今までいろんな議論がされておりまして、それは時間もございませんので、最後にもう一回だけお聞きをしておきたいと思います。

○足立良平君 今段階でそれ以上言えないのか

もれません。

一回だけお聞きをしておきたいと思います。

具体的な点だけお聞きをいたしたいと思います。

○委員長(青木薪次君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、宮田輝君及び守住有信君が委員を辞任され、その補欠として野村五男君及び須藤良太郎君が選任されました。

これから今後外債等についてこの運用の考え方、これにつきまして最後にお聞きをしておきたいと思います。

○政府委員(松野春樹君) 現在、私どもの積立金の末で約三千億円ということになつております。一九八九年度、平成元年度末で約二兆六千億円運用してございます。いわゆる為替差損の問題でござりますけれども、一九八六年度、昭和六十一年度末には約四百億円ということになつております。

○政府委員(松野春樹君) 現在、私どもの積立金の末で約三千億円ということになつております。これについては年金税制の一層の充実といいますか、その点が必要なのではないか、このようにも考へるとこ

れでございますが、今後の税制措置の拡充について具体的な考え方、あるいはまた郵政省としてどういう考え方をお持ちになつておられるか、お聞かせを願つておきたいと思います。

○政府委員(松野春樹君) 現在、私どもの積立金の末で約三千億円ということになつております。

○政府委員(松野春樹君) お尋ねの点を例えれば超

過勤務手当というふうなことで考えますと、これ

もいすれも労働協約で決まっておる立派な手当でありますから、これが生じておるというわけではございませんが、大分少なくなつてきたなどいふ

ふうに思ひます。今日は、所得税は四月一日から

五千円が五万円、来年の四月から地方税も三千五百円が三万五千円ということです。税の改正がなされたわけですが、これからもそういう意味で積極的に生命保険・個人年金税制の充実に努めなければならぬと考へております。

今度そろいわけで所得控除限度額の引き上げを行つたばかりでございまして、今直ちに具体的にどう考へているかということは申し上げられませんが、いずれにしても、これからは長寿社会を考えた場合に当然のことのように次の税制の改革も考へていかなきやならない、努力をしていきたいというふうにここは考へていいことだけ申し上げたいと思います。

○足立良平君 今の段階でそれ以上言えないのか

もれません。

一回だけお聞きをしておきたいと思います。

○委員長(青木薪次君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、宮田輝君及び守住有信君が委員を辞任され、その補欠として野村五男君及び須藤良太郎君が選任されました。

○委員長(青木薪次君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(青木薪次君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○山中都子君 私は、ただいま議題となりました三法案のうち、簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案に対し、日本共産党を代表し、反対の討論を行います。

反対の理由は、本改正案は、金融自由化推進策の一環として昨年五月債券貸借市場が開設されたのに伴い、金融機関などが債券市場の流動性の促進、機関投資家のリスク回避、あるいは日銀から借り入れる際の担保を目的に国債の活用を期待してきたのにこたえ、簡保、年金の保有する国債も貨貸で活用させようとするものであります。

我が党は、財政投融資についても国民生活関連事業への投資を重点とすることを主張してまいりました。ところが、金融市場における投機的行為が不動産投機とも相乗効果を生み出し国の経済の混乱や国民生活の困難をつくり出すに至っていることは、いわゆる土地問題一つとっても明らかであります。本改正案による国債等の貸借市場への参加も、その傾向を助長するものになる側面があるのです。

郵政省が直接ショートセール、すなわち売り

をするものでないことは当然ですが、そうだとしても、資金運用法第一条に言う「公共の利益によるように運用する」とする目的に照らせば、資金の運用にはおのずと節度が求められていることを重視しなければなりません。本日の審議におきましても、郵政省は、この問題に関する私の質疑に関連して、「公共の利益になるよう運用する」とことと債券貸借市場へ貸し付けることとの間に一部矛盾するところがあるかも知れないという趣旨

の答弁をされてそのことを裏書きされたのであります。

以上、本改正案には賛成できないことを表明するとともに、他の二法、すなわち簡易生命保険法の一部改正並びに簡易保険郵便年金福祉事業団法の一部改正には賛成するものであることをつけ加えまして、私の反対討論を終わります。

○委員長(青木薪次君) 他に御意見もないようですか、討論は終局したものと認めます。

それでは、これより三案について順次採決に入ります。

○委員長(青木薪次君) まず、簡易生命保険法の一部を改正する法律案

に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(青木薪次君) 全会一致と認めます。よ

って、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(青木薪次君) 多数と認めます。よ

て、本案は多數をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、簡易保険郵便年金福祉事業団法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(青木薪次君) 全会一致と認めます。よ

て、本案は多數をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、簡易保険郵便年金の積立金の運用に関する法律案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(青木薪次君) 全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(青木薪次君) 御異議ないと認め、さよ

う決定いたしました。

ます、政府から趣旨説明を聴取いたします。深谷郵政大臣。

○國務大臣(深谷隆司君) 特定通信・放送開発事業実施円滑化法案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

近年における社会経済の情報化の進展に伴い、産業経済活動及び国民生活の各般の分野において高度かつ多様な情報の流通に対する要請が高まりております。また、社会経済の情報化に即応した地方の発展を図るために、地方における電気通信の高度化を促進することが喫緊の課題となつております。

このような課題にこたえるためには、地域の健全な発展等に配意しつつ、技術革新の成果を生かして、高度かつ多様な情報需要に対応した情報流通手段の開発、普及を促進することが必要であり、このため、今般、本法律案を提案いたした次第であります。

次に、この法律案の概要を御説明申し上げます。

第一に、電気通信業、放送業等の属する事業分野における通信・放送新規事業、地域通信・放送開発事業及び通信・放送共同開発事業を特定通信・放送開発事業として定義いたしております。

第二に、郵政大臣は、全国及び地域における電気通信による情報の円滑な流通の促進、特定通信・放送開発事業の内容及び実施方法等に関して実施指針を定めることといたします。

第三に、通信・放送新規事業または通信・放送共同開発事業を実施しようとする者は、その実施計画が適切である旨の郵政大臣の認定を受けることができることといたします。

第四に、通信・放送衛星機器の業務として、郵政大臣の認定を受けた実施計画に係る資金を調達するため発行する社債及び当該資金の借り入れについての債務保証、通信・放送新規事業の実施に必要な資金の出資、地域通信・放送開発事業の実施に必要な資金の貸し付けについての利子補給に必要な資金の支給、通信・放送事業分野に関する情報の提

供等の業務を追加することとしたしております。

第五に、郵政大臣の認定を受けた特定通信・放送開発事業の実施のために発行する新株引受権付社債については、商法に定められている限度を超えて募集することができるることといたしております。

その他所要の規定の整備を図ることといたしております。

なお、この法律の施行期日は、公布の日から起算して六ヶ月を超えない範囲内において政令で定める日としております。

以上がこの法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御可決ください。

さいますようお願い申し上げます。

○委員長(青木薪次君) 以上で本案の趣旨説明は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることといたします。

平成二年六月二十六日印刷

平成二年六月二十七日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

E